

平成24年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第2号

平成24年12月6日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	8番	佐藤文雄君
2番	岡崎勉君	9番	中根光男君
3番	山本文雄君	10番	鈴木良道君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	15番	山内庄兵衛君
7番	加固豊治君		

欠席議員

11番	小座野定信君	14番	栗山千勝君
16番	廣瀬義彰君		

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長補佐	君	山 悟
〃	係長	乾	文彦
〃	係長	坂本	敏子
〃	係長	杉田	正和

議事日程第2号

日程第 1 仮議長の選任を議長に委任することについて

日程第 2 一般質問

(1) 古橋智樹 議員

(2) 中根光男 議員

(3) 佐藤文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 仮議長の選任を議長に委任することについて

日程第 2 一般質問

(1) 古橋智樹 議員

(2) 中根光男 議員

(3) 佐藤文雄 議員

追加日程第 1 5番 古橋智樹君の議員辞職の件

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	古橋智樹	1. 市長の「老から若へ」とする新ポリシーと「介護ビジネスタウン構想」の整合について
		2. 復興公共事業「市外大手業者工事一括発注の採用」と「市内納税業者工事分離発注の不採用」について
		3. 談合防止だけではない工事等入札制度の目的効果について
		4. 神立駅の駅舎橋上化計画と駅前区画整理の設計コンセプトについて
		5. 市補助金交付の見直し及び事業仕分けについて
(2)	中根光男	1. 小学校にエアコン設置について
		2. 小・中学校にミストシャワー設置について
		3. 地域ネットワーク強化について
		4. 高齢者への見守り支援について
		5. 市内施設にLED導入について
		6. 通学路の安全点検実施について
(3)	佐藤文雄	1. 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について
		2. 入札制度の改善について
		3. 総合的な子育て支援策について（保育所民営化問題と父母負担軽減）
		4. 小中学校の統廃合といじめ問題について
		5. 国民健康保険を命と健康を守る制度に
		6. 水道事業について（主に水道料金問題について）
		7. 市職員の退職勧奨について

開 議 午前10時00分

○副議長（中根光男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

本日は、議長から欠席の届けが出ておりますので、私が議長の職を務めさせていただきます。よろしくお申し上げます。

なお、14番 栗山議員、16番 廣瀬議員から所用による欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、法令等を遵守していただくことを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、より簡明な答弁をなされることを求めます。

日程第 1 仮議長の選任を議長に委任することについて

○副議長（中根光男君）

日程第1、仮議長の選任を議長に委任することについてを議題といたします。

お諮りいたします。

私は、本日の一般質問において発言し、議長席を離れることから、地方自治法第160条第3項の規定により仮議長の選任を私にご委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認めます。

よって、仮議長の選任を議長に委任することに決定いたしました。

議長は、私の本日の一般質問での発言中、仮議長に山内庄兵衛議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○副議長（中根光男君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

おはようございます。

質問前に一言申し上げる次第でございます。

私ごとであります。一身上の都合によりまして、辞職の願をこの本日の一般質問の後に提出

いたします。振り返れば、市議5年10カ月、行政経験を含めまして19年と7カ月、歴代の市長初め市議会の諸先輩方、市役所の皆様方には大変お世話になりました。時にはご迷惑をかけ、大変ご面倒をおかけいたしまして、先輩方のご指導、ご支援を賜り、私も何とか20年を全うすることができました。心から御礼を申し上げる次第であります。

私といたしまして、一市民に戻りますが、皆様方のご活躍とご発展を心からご祈念申し上げまして、平成24年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

第1点目として、市長の「老から若へ」とする新ポリシーと「介護ビジネスタウン構想」の整合について質問いたします。

宮嶋市長は、市長就任以来、シルバー産業構想などとして意思をあらわしてまいりましたが、いずれも具体的な事業計画としての提示には至らないものでありました。高齢化社会の論理、景気低迷による雇用問題の論理、さらには介護保険の制度からすれば、理にかなった方針ではありますが、議会のみならず市民が、語弊があるかもしれませんが、その一石二鳥の構想に賛成しがたい感覚は、市長ご自身もその反応を感じ取られていることをございましょう。市長は、「老から若へ」とポリシーを改めて唱えられておりますが、私からすれば、単に限られた予算のシフトということに過ぎないものと察するものであります。

介護保険制度の現状から、介護ビジネスタウン構想については、ビジネスとして雇用と若干の税収はあるものの、行政としては圧倒的に支出負担を増すばかりではないかという危惧がございます。仮にその若へのシフトした予算が、さらには、市長が公約として訴え続ける人件費削減等の予算が何を生み出すのか。単なるばらまきとしての予算の消化なのか、介護ビジネスが、経済全体の中の効果として、市の税収として具体的に循環を生み出すものであるのか、ひいては、次世代の子どもたちに積み立てできるものであるのか、これら不安を除いていただき、おおむね納得した上で、市民としてその計画の着手を見届けたいものでありましょう。

1つに、「老から若へ」とリプレイスする市長のポリシーと介護ビジネスタウン構想の整合等について伺います。

2つに、復興と景気回復を求む今、宮嶋市長の人件費削減等行財政改革の先に、かすみがうら市は何を目指すのか、税収を何で確保していくのか、地域の次世代の子どもたちに何を残せるのか、伺います。

次に、第2点目として、復興公共事業「市外大手業者工事一括発注の採用」と「市内納税業者工事分離発注の不採用」について質問いたします。

過日の臨時議会で質問いたしました千代田庁舎の改修工事については、本定例会で落札業者との契約案件が上程されております。これまで私は申し上げてきましたとおり、この改修工事は当市にとりまして復興のシンボルであります。そのシンボルであるからこそ、当市の市内にいらっしゃる事業者の多くの皆さんには、この改修工事で仕事をしていただきたいと考えるものであります。

私としては、この改修工事は、語弊があるかもしれませんが、復興イベントでございまして。市長が先だって答弁していたとおり、工事の分離発注は高上がりとおっしゃいますが、少々高上がりであっても、その市内の事業者の納税、多くの市民の声を、そして市内を中心とした取引、消費等々、これら、だれしもが読み取れる市内の経済、雇用から社会保障まで、費用対効果のほど

は明らかであり、何よりも、市民でつくるまちづくりのシンボル、市長として市民の活気を選択すべきでございました。市長には再三申し上げたにもかかわらず、共同企業体JVでもなく、市外の大手事業者一本の発注をお選びとなりました。

ここで伺いいたします。

千代田庁舎の復興公共工事の市外大手業者工事一括発注の採用と市内納税業者工事分離発注の不採用について、目的、各積算根拠等をお伺いさせていただきます。

次に、3点目として、談合防止だけではない工事等の入札制度の目的、効果について質問いたします。

入札制度についての視点、論点は、このところ談合防止のみの観点で見直し等が繰り返されてまいりました。無論、談合は、事業者の実直な成長、競争を抑制するものではありませんが、入札制度の論点がこの談合防止ばかりに重点を置き過ぎているのが、当市の現状と私はとらえております。見直しの論点として、談合防止以外に経済効果、事業者の育成として、入札制度検討委員会等でどのような論議を論点とされたのか、伺うものであります。

1つに、入札制度の目的、地元育成、保護等の効果についてお尋ねします。

2つに、土木建築工事以外の設計、役務等の入札発注の制度運用について、公平性確保等の状況についてお尋ねいたします。

次に、第4点目として、神立駅の駅舎橋上化計画と駅前区画整理の設計コンセプトについて質問いたします。

現在、神立駅西口地区土地区画整理事業の計画として、国、県、土浦市、かすみがうら市の財源を含め、55億5000万円の事業費が見込まれております。私もこの駅前の区画整理については、特別委員会等のメンバーとしてその推移を伺ってまいりましたが、この神立駅前をどのように青写真を描くのか、特段には方向性、コンセプトは提示されませんでした。この計画を実行するからにはどのようなコンセプトを持たせるか、具体的に議会でも論議はされておられません。例えば、私たちが新たに家を建てるときには、モダン風にするのか、伝統的な日本家屋にするのか、さてまた南欧風にするのか、予算に限らずイメージを持つのは当然であります。

そういったことから、神立駅は、日本の産業を牽引するそうそうたる企業の窓口であり、県南地区の工業団地のかなめと言っても過言ではありません。その神立駅前が、何ら設計コンセプトを具体的に論議もせず予算措置されようとしております。私は、この震災の復興を目指すときだからこそ、この区画整理と駅舎の改修工事にコンセプトとして命を宿すことが、周辺地域の活力であろうと考えるものであります。委託設計会社のデザイナーだけに任せるのではなく、市民にコンセプト案を幾つか提示して論議させることが、市民によるまちづくりではないでしょうか。

そこで、神立駅の駅舎橋上化計画と駅前区画整理の設計コンセプトについて伺いいたします。

次に、第5点目として、市補助金交付の見直し及び事業仕分けについて質問いたします。

現政府政党が主導した事業仕分けに倣い、全国各市町村においても同様の動きがありました。本来は議会が行う法定の役割でもありますが、なれ合いを打破した論議という点では十二分評価できるものであります。最近の傾向として、政府・与党の仕分けが当初の目標を達成できなかったことから、ビジネスライクな消化作業になり、仕分け当初の信念が遠ざかってしまいました。やはり経済の立て直しが社会保障の基盤であるということが証明されたのでありましよう。

そこでお尋ねいたします。

補助金審議会答申をもとにした公募型事業等の補助金交付の見直し及び査定運用、事業仕分けについてお尋ねいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

古橋議員には、この後、辞職なさって県議選を戦われるということを伺っております。古橋議員のご健闘をお祈り申し上げます。

それでは、古橋議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

1点目1番、「老から若へ」とする新ポリシーと「介護ビジネスタウン構想」の整合性についてお答えをいたします。

全国的に人口減少社会が進む中で、高齢者につきましては、戦後のベビーブーム世代、いわゆる団塊の世代が、平成27年、2015年には高齢者への仲間入りをし、その後10年間にわたり急激に増加すると推定をされております。特に東京を初めとする都市圏においては、人口集中の結果としてその傾向が顕著にあらわれ、高齢者の住まいの確保や高齢者を支える人材の確保、財源の確保が急務の課題となっております。これがいわゆる2025年問題と言われているものであります。

このような課題を市としては、地域振興の一つの取り組みとしてこれをチャンスと考えまして、財政的な負担のかからない方法で、東京都市圏から高齢者を受け入れ、これを産業化して、高齢者を支える若い人たちをふやし、地域経済の活性化に努めようとするものであります。

ご質問のように、「老から若へ」と言われますと、高齢者に対する取り組みをないがしろにするという印象を一見受けますが、そういうことではなくて、高齢者の数がますます増加すると、年金や医療、介護など高齢者に対する社会保障関係の費用負担が増加します。この結果、この高齢者を支える費用負担のあり方を見直すと、そして、子育て支援等を充実させて、いわゆる次の高齢者を支えていく若い世代の増加をもたらして定着を目指す、そういったところに本市の活性化や活力を生み出そうとするものでございます。

介護ビジネスタウン構想とは、このような取り組みを民間資本を中心に行って、市が側面からサポートすると、そしてこれを実現するというものであります。将来にわたり、本市を支える若い世代、働く世代を呼び込み、財政面をも含めて活性化を図っていこうという取り組みでございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

1点目2番、行財政改革の先に何を目指し、地域の子どもたちに何を残せるかということについてお答えいたします。

次世代の子どもたちに何を残せるかということではありますが、行財政改革とは何かという議論ではなくて、さまざまな観点から住みやすさということを検討して議論を行い、本市の目指す住みやすさを実現するために取り組もうとしている少子化対策や産業の振興、就業の場の確保、環

境の保全、財源の確保など、効率的に、効果的に進めるために、行財政改革をという考え方を軸に実践していくということでございます。

その結果として、各世代の方々が住みやすいと感じて暮らすことのできる、これが大事であるというふうに考えております。次世代の子どもたちに、住みやすい、住んでよかったと言われるかすみがうら市を引き継ぐ上では、常々、負の遺産を次世代に残さないと、これが大前提であると考えております。その実現のためには、あらゆる可能性を考え、取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の復興公共事業の「市外大手業者工事一括発注の採用」と「市内納税業者工事分離発注の不採用」についてお答えいたします。

千代田庁舎耐震補強工事につきましては、さきの第3回臨時議会で補正予算の議案を上程した際も、古橋議員より分離発注についてご意見をいただいております。この工事は、3.11東日本大震災で被災を受けた千代田庁舎の耐震補強工事及び大規模改修工事となります。臨時議会でもご答弁申し上げましたが、一括発注のメリットは2つあります。その一つは仕事がやりやすいということ、もう一つは経費が安く上がるということであります。

また、共同企業体でなく単体での発注にした理由についてのご質問ですが、共同企業体による入札は、事前審査を行うことで、その決められた共同企業体のみ入札となってしまう。その結果として応札者が少なくなるというおそれがありましたので、一般競争入札で行う単体での発注といたしました。

ちなみに、共同企業体での入札の場合だと、市内のこの共同企業体を組める相手が10社以下になってしまう。非常に少ない業者数になってしまいます。一般競争入札にすると、これが一気に90社に対象範囲が、いわゆる応札範囲が広がるわけでありまして、現に今回の発注におきまして、同時発注になりました下小の屋体につきましては、2億円前後の工事ではありますが、大型工事ではありますが、実際に不調になってしまったという、90社を対象に入札を実施しても不調になってしまったという結果がございます。

しかし、工事規模が大きいことから、建築一式工事の総合評価評点値が900点以上という条件を付しております。市内本店業者は該当しませんので、公告文の中で、下請契約をする場合は、かすみがうら市内に本店として営業しているものを候補者として優先的に選定して下さるよという、配慮してくださいということを依頼文として添付した経過がございます。

また、積算根拠につきましては、茨城県単価を最優先して、そこに記載のないものにつきましては、刊行物の「建築施工単価」、「建築コスト情報」、また「建築物価版」、その他、見積もりによる単価を参照して、その積み上げにより設計内訳書として積算をしております。

3点目の工事等入札制度の目的、効果につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、神立駅舎橋上化計画等の設計コンセプトについてであります。土木部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、市補助金交付の見直し及び事業仕分けにつきましてお答えいたします。

自立した自治体を目指して、市民と行政が役割を分担し、互いに尊重して公共サービスを担っていくという市民協働の考え方によっては、自主的、自立的な市民活動を積極的に行っていく市

民団体の育成が不可欠であります。また、昨今の補助金の不適正事例の経験も踏まえ、事業内容の透明化を図っていくことで適正な事務を担保していこうというものでございます。

平成22年度以降、補助金等審議会での答申の中でも、公募型の導入が提案されております。そして、この導入を来年度からということで今進めているところであります。内容的には、補助金の依存度を強めるような運営費補助の形態は原則としてとらないで、事業費補助を中心として構築をしていくこととしておりますので、事業を自主的、自立的に行っていく市民活動、市民団体を強化しようとしていくものであります。

次に、本市の取り組む事業仕分けにつきましては、政策シンクタンク「構想日本」の協力を得て、平成23年度に実施をいたし、本年度も10月27日に2回目を実施したところでございます。この事業仕分けの議論は、そもそもその事業が必要なのかということから始まりまして、最後に市民判定員の皆さんに判定をしていただくという流れになりますが、事業を仕分けするだけではなくて、行政や事業に対する市民の関心を高め、市民参加の促進、協働によるまちづくりを進めるきっかけにしたいと考えております。また、職員の立場からしますと、説明責任の重要性や、事務事業を客観的に評価する能力、この重要性を再認識できる機会にもなると考えております。

事業仕分けの結果につきましては、市民サービスへの影響なども考慮しながら事業の方向性を示し、今後の事業展開に生かしてまいります。最終的には、議会におけるご審議を通して決定をしていただいているというところであります。

この事業仕分けにつきましては、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

なお、補助金交付に係る見直し及び検査運用の詳細につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

古橋議員の3点目1番、入札制度の目的、地元育成、保護等の効果についてお答えをいたします。

地方自治体の契約方法は、一般競争入札が原則とされておりますが、本市は建築工事においては、1件当たりの希望価格が500万円を超える工事、また、建築コンサルタント業務等においては、1件当たり50万円を超える業務を一般競争入札で行うことを一般競争入札実施要綱で定めております。これ以外の案件については、指名競争入札、随意契約ということになります。さらに、建設工事においては入札実施基準を定めております。

入札制度の目的ということでございますが、契約の公平性、透明性、客観性、競争性を確保するということであると考えております。

また、地元育成、保護等の効果についてですが、地域の活性化ということを考えれば、地元業者の育成、保護ということが重要であると考えます。

地元業者の受注機会確保という観点から、本市の建設工事における入札実施基準においては、

基本的に、1件当たりの希望価格が1億円未満については、市内本店というような地域条件の縛りをつけさせていただいております。ご理解のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、3点目2番、土木建築工事以外の設計、役務等の入札発注の制度運用について、公平性確保等の状況についてお答えをいたします。

土木建築工事以外の設計ということですが、本市においては、1件の希望価格が50万円を超える業務については、建築コンサル業務等ということで一般競争入札を導入しております。また、役務については、1件の予定価格が50万円を超える業務につきましては、指名競争入札で実施している状況でございます。

指名競争入札においては、入札参加資格審査申請書が提出され、名簿に登載されている業者の中から、事業実績や地域条件、競争性を確保するための業者数等を考慮した中で指名をさせていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

4点目、神立駅の駅舎橋上化計画と駅前区画整理事業の設計コンセプトについての質問にお答えをいたします。

神立駅の駅舎橋上化計画については、現在の神立駅が土地区画整理事業の区域内に位置し、移転が必要なことから、駅前広場のスペースを有効に活用するため、西口駅前広場と東口駅前広場を結ぶ自由通路と一体的な高架構造の駅舎を線路上に整備するもので、新しいまちの玄関としての役割と機能の向上を目指しております。

駅前区画整理のコンセプトについては、神立駅西口と県道に挟まれた狭隘な西口駅前広場は、バスやタクシー、一般車などが錯綜しながら乗り入れを行っている状況であり、交通結節点としての機能は十分ではありません。さらに、歩車道分離が図られておらず、まちの顔としてシンボル性や快適なたまり空間が欠如しております。また、県道に沿って広がる商業施設は、店舗前に歩道がなく、施設の老朽化も進んでいます。

このように都市基盤の未整備な地域を土地区画整理事業により、西口駅前広場、神立駅前西通り線及び神立停車場線などの都市施設を一体的に整備し、商業の活性化とにぎわいのある空間の創設、公共施設のバリアフリー化を行うことにより、安全・安心で快適な活力ある駅前にふさわしい交流拠点神立として市街地形成を図るものであります。

また、質問の中で、駅舎によるデザイン案について、市民に案を示し検討することのご提案であると理解をいたします。ご提案につきましては、一部事務組合へ検討していただくよう伝えてまいりますので、ご理解を賜ります。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

古橋議員の5点目のうち、公募型事業等の補助金交付の見直し及び査定運用についてお答えいたします。

既に、公募型補助金の導入と関連して、事業型補助を運用していくための規程を整備し、手続面での疑義を明確化することや、実績報告書における証拠書類の提出を厳格化しているところでございます。また、公募型というように、これまでの申請の前に公募案件の審査という手続が加わることとなります。補助金の事業計画をあらかじめ外部チェックするという手続でございます。

したがって、公募型補助金においては、これまでの各課への申請前に公募型補助金審査会のチェックを経ることや、実績報告書のチェックをしていくこととなりますが、補助金をダブルチェックすることによって、補助金の適正化を実践していくということとなります。

今後の予算査定においては、公募型補助金の対象とされているものにつきましては、公募型補助金交付要綱に規定されているものだけということとなります。基本的には上限額を計上していくこととなります。公募型補助金等交付要綱につきましては、法令審査会のほうの手続は終了しておりますが、制定のほうはまだされてございません。

それ以外の補助金につきましては、これまで同様、予算の査定の中で個別に判断していくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、これまで質問いたしましたことについて2回目の発言をさせていただきます。

まず、1点目の「老から若へ」ということで、介護のビジネスとの整合性をお尋ねいたしましたけれども、今、市内で一番心配されていることは、その団塊の世代、我々の子どもから、赤ちゃんからお年寄りまでの世代の中で、一番人口ピラミッドとして大きい割合を占めている世代の皆さんが、今後15年、20年と進んでいく中で、介護のキャパとして足りるのかどうかという心配ももちろんあります。そういったところで市長は取り組まれておりますけれども、何よりも、税金から、介護保険料からとして支出することが追いつくのか、そして、その支出した分の循環性が、どれだけその介護がビジネスとして経済の中で活躍できるのかという、これが一番の懸念する事項だと思います。

理屈としては、これまでのとおり、私も理解はしておりますけれども、現状でも介護の特別会計は、ここ5年、毎年1億弱ほど増加しております。今年度、介護保険料、上がりましたけれども、今後もこのまま何の手だてもないまま介護ビジネスを人口の動態に合わせて対応していきますと、ほかの事業ができなくなるのではないかと。もちろん、今、この日本の経済が立て直しができれば十分間に合うかもしれませんが、これは、今、本当に世界のこの厳しい経済情勢の中で日本がどれだけ立ち直れるかというのは、かつてのバブル期のようなことは望めないわけがあります。介護保険制度は、そのバブル期の後の余力がありましたので、それをもって設計された制度であります。こんなにも経済の低迷が長引くとは思ってもよらなかったわけでございまして、こういったところで、介護を受ける皆さんには、何とかそれは公共の役割として手助けをしたいというのは、これはやまやまでありますけれども、バランス、これが、この当市の一般会計150

億という財政の中では、非常に不安を感じるところであります。

先般、名古屋市の河村市長が、いろいろ、市民リコールの際に訪れていただきましたけれども、名古屋市は茨城県庁と大体同等の1兆円の予算規模なんですよ。そういった大きいまちであればいろいろ資金繰りも追いつくところでもありますけれども、この茨城においては、まだまだ経済全体のマーケットが小さいわけでございまして、そういったところに市長の介護ビジネスタウン構想ということで、お年寄りをこちらに招き入れてサービスをやるということは、もうこれで非常にバランスが崩れる。

これをちょっと例えると失礼な話になるかもしれませんが、霞ヶ浦であつたり、そういう湖に外来魚が入ったりすると、その連鎖が崩れるわけですよ。絶対この連鎖が崩れないように保つという姿勢でももちろん行政は向かっていくのかもしれませんが、必ず苦勞、ひずみも出てくるということでもありますので、やはりこれは市長がこの単独で臨むべきことではないというふうに私も考えるところでありますし、ここの市だけではなく、茨城県や国全体としても心配している事項でありますから、市長は、そのビジネスという部分とその介護という部分の整合性を今後詰めていかなければならないと思います。

私は、その理屈は、冒頭申し上げたとおり、理解しております。市長はぶら下がりの発言でいろいろ、公共の施設を行く行くは払い下げて協力するようなお考えもお示しになっておりますけれども、その前に、ある程度、その市長の構想を初めから100%全開に発信するのではなくて、50%程度に計画を立てて、それが見込みがあればその先を進めていただくということで努めていただきたいというふうに私は思う次第であります。

市長は非常に行動力は速い、これは評価できますけれども、その速さは初めからアクセルを全開に踏むのではなく、やわらかく踏み出していきたいということを私はこの質問で申し上げさせていきたいと思います。取り組みとしては十分結構な視点ではありますけれども、ほかの経済とのバランスをよく見計らっていただいて取り組んでいただきたいというふうに要望させていただきます。

また、2つ目としてお尋ねしました次世代の子どもにということで、この介護ビジネスが税収を生み出して、それを子どもたちの教育環境に役立てるという、なかなか経済というものは難しい問題があります。そう簡単には、ビジネスの利益をすぐさま子どもたちに、環境を整えるために予算を措置できるわけではありません。

教育については、国、県の補助を得ながらやっていく形が原則でありますので、もちろん市の独自財源を子どもたちに回すことも、これはやぶさかではありませんけれども、基本的には、ハード面ではなくてソフト面の充実を子どもたちに提供する、それによってロコミも広がる、そして教育環境が安定してくれば、子どもたちも安心して仕事ができる。これこそが経済対策でもありますので、「老から若へ」という、私は、その予算のシフトを、先ほども申し上げたような、アクセル100%で踏み切るのではなく、やわらかく20%、30%から50%へ踏み出すようなシフトを努めていただきたいというふうに要望させていただきます。

続きまして、2点目の千代田庁舎の発注に関しての2回目の発言をさせていただきます。

私としては、もう完全なる分離発注工事をやっていただきまして、市の職員の皆様も大変かもしれませんが、その大変な、一緒に庁舎を復旧させたという苦勞が市民の活力につながる

わけでございますので、大手にお任せしておけばそれで簡単だということではなく、この苦勞が私たち市民の活力につながるという観点で申し上げております。

今回、もう入札まで実施して提案されておりますので、ここで急に180度転換ということはありませぬけれども、先ほど、落札が決まった業者が最終的にこの議会で賛成を得られれば要望書を出すということで答弁がありました。ぜひ今後のそういった関連工事でも、この千代田庁舎に限らず分離発注などをして、この経済の立て直しにこの公共工事が役立つように努めていただきたいというふうに要望させていただきます。

3つ目の入札に関する質問なんでございますが、先ほどの答弁からすると、経済効果という点では、入札制度に関しては、私は、その検討委員会等で、経済効果という観点からは、実質、論議は及んでいないのかなと察しております。その結果として、役務の提供ですね、施設の管理とかそういった管理委託の発注に関しては、もう旧態依然の指名でやっているわけございまして、本当に公平公正にということ目指すのであれば、そういった発注も、管理の施設なども一般競争ということやっていただくのが私は筋だと思います。

特にこの土木建築工事設計コンサルに関しては、非常に役所の審査が厳しい上、条件も厳しいのが実態であります。今後、経済の立て直しということで国が公共工事の割合をシフトしていくかもしれませんが、私としては、この市も入札制度をもっと国に倣った形で連携をとっていただくことが、当市にとりましても相乗効果という部分で経済効果があらわれると思いますので、入札制度が業者の皆さんにとってどれだけ利益があって、当市の税収として循環があるのかという観点を十分着目していただいて取り組んでいただきたいというふうに要望させていただきます。

続いて、神立駅のことについて2回目の発言をさせていただきますが、私、過日、群馬のほうに行く機会がありまして、そこで渋川駅というところで停車して、その駅を拝見する機会がありました。橋上化タイプの駅舎ではなくて、下を通る通路だったんですね。規模的には神立駅ぐらいなんですが、上を渡るのではなく下をくぐって行きます。バリアフリーとしても、エレベーターがついていて、車いすの方もそれに乗って下を通って上がるという形です。

治水の関係が、もしかしたら大きい川が近くにありまして、低い位置に大きい川がありまして、水のはけも流れるのかもしれませんが、単にTXのように橋上化してモダンな形が神立のこれまでの歴史に合うかどうかということで、私は、ちょっと無難過ぎておもしろみが欠けるのではないかとこのように思う次第であります。

一部事務組合の議員の方には私の意見を伝えて、発言なんかをしていただいたりもしたんですが、この神立停車場線という県内でも一番古い計画路線がありますけれども、停車場線というぐらい、昔は住友セメントや日本石油があったり、JR貨物がたくさん停車していた時期もあるわけですが、今、車社会になって、今はJR貨物の一番東側の線路は、夏場になると草がぼうぼうで何も利用されていないところであるので、そこに先般、水郡線に真岡鉄道から蒸気機関車を借りて復興のために走らせたりしましたけれども、当市にもぜひそういう余力があれば企画を入れていただいて、その蒸気機関車も、ここには日立製作所という大手があるものですから、日立製作所さんの蒸気機関車、そういったものをスポンサーとしてご協力いただいたり、そういったことで地域と行政が一体となったようなイベントをやる、そういったことが神立駅前の土地の価格

に付加価値を加えるのではないかと思います。

ですので、私のイメージとしては、昭和のレトロな駅前のほうが、私は、神立には合っていますし、そのころ諸先輩方が頑張った、日本を成長させた、そういった思いに蒸気機関車の汽笛を感じ取って、かすみがうら市だけではなく神立の皆さんと一緒に頑張ろう、そこにお勤めの皆さんも頑張ろうという、そういう復興の意識になれると思いますので、これは私の一個人の理想ではありますけれども、そういったコンセプトを持つことが、私は、市民にとっても活力となるというふうに考えております。

単にモダンな設計、無駄のない建物で便利かもしれませんが、昭和のレトロな形を設計コンセプトとするならば、今の現状のものをうまくそのまま使う、そのことによって予算も節約できるという、そういう方針もあると思いますので、ぜひ、先ほど土木部長の答弁では、一部事務組合にも検討をお伝えいただけるといようなご発言がありましたので、さらに重ねて要望をさせていただきます。

それから、最後になりますけれども、補助金の見直しでございますが、これが公募事業型ということになりますと、私は、市役所の事務が大変責任も増して大変になるのではないかとというふうに察するところです。いわば金融機関のような査定をしながら、その補助金がどういう効果があるのかということで、さらなる厳しさが増した査定になるというふうに思います。とても今の現状の財政課の人員だけでは対応もできませんし、今の各課の団体などのおつき合いの中で、今の仕事がさらにふえる。これが、今、いろいろ人件費を削減したり、人員を削減したりしている中では、これは大変な仕事だなというふうに察する次第であります。

取り組みとしては、私はいいと思います。なかなか銀行でも相談できないような事業も、市ならばかなうというようなケースも出てくると思います。お金を貸すのではなく補助金として出すので、絶対的な回収は原則ないのかもしれませんが、公募型ということになれば、特にこの市内で納税をする個人事業者、法人にとっては、チャンスがふえるかもしれません。私としては、そういった取り組みは大いに賛成ではありますが、現状の行財政改革を推進する中では、これはなかなか大変な仕事であろうと察するわけでございます。

確かに運営補助金ということで、なれ合いの部分でずっと続けている支出の形もありますけれども、これを単に急に公募型ということでゼロにして、事業型で申請しなさいということで、冷たくそこで切ってしまうことなく、市長が急にそこでハンドルを切るのではなくて、十分その段階的な措置という部分を踏まえて、そのかじを切っていただきたいというふうに私は考える次第でございます。

現状の運営補助金の中でも、法定として補助金をいただいている団体もあります。そういった団体が、急遽、公募事業型だからということで大幅な減額があると、その法定の事業もままならないという事態になりますので、そのためにも、暫定措置、これをやはり経過措置として設けることが私は市長の役割だと思いますので、ご発想としては大変立派ではありますが、そのスクラップアンドビルドが、決してスクラップされるほうがスクラップされることなく、さらにこの経済の立て直しの中で役立っていただく、そういう観点で改革を進めていただきたいということを申し上げまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。まことにありがとうございました。

(拍手する者あり)

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

[古橋議員 退席]

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時07分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

仮議長と議長の職務を交代いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時08分

○仮議長（山内庄兵衛君）

休憩前に続いて会議を再開いたします。

仮議長に選任されておりますので、議長の職務を行います。

発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

平成24年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、小学校にエアコン設置についてをお伺いいたします。

近年、夏の暑さが厳しく、授業に影響が出ております。一日も早い対策をとる要望が私のところに多々寄せられております。生徒の集中力の低下が学力にも影響を及ぼしている状況でございます。

その観点から、1、現在の設置状況について、2、今後の設置計画、対応策についてをお伺いいたします。

次に、小中学校にミストシャワー設置についてお伺いいたします。

ミストシャワーは、電気を使わず、水道水を専用ノズルから霧状に噴霧する装置で、気化熱で周辺の気温を約3度下げると言われております。設置費用や水道料金も低価格で設置できます。

その観点から、1、熱中症対策に効果的で、安価で設置できるが、認識について、2、ミストシャワー導入についての取り組み、計画について、具体的にお伺いをいたします。

次に、地域ネットワーク強化についてをお伺いいたします。

身近な場所で気軽に相談できる福祉まるごと相談会を、公民館を利用して、担当に民生委員や児童委員を配置し、福祉を中心とした幅広い相談に応じる相談会を定期的を実施し、民生委員では対応できない相談内容でも、担当の市の職員につなげたり、橋渡しとしての機能にもなると私

は確信をいたしております。民生委員や児童委員が余りにも市民に、また地域に知られていない現状もあり、定期的に相談会を開くことで、ふだんから地域のネットワークが強化され、活性化につながるものと確信をしております。

1、福祉まるごと相談会の実施について、2、民生委員、児童委員にも担当していただき、定期的に実施し、住みなれた地域で市民が気軽に相談できる体制の強化について、3、今後の具体的な取り組みについてをお伺いいたします。

次に、高齢者への見守り支援についてをお伺いいたします。

ひとり暮らしや高齢者、障害者、生活困窮者による孤立死などを防ぐため、いち早く異変を察知し、速やかに手を差し伸べる体制が重要であります。内容としては、事業者と協定を結び、ガスの検針や郵便配達をする際、郵便ポストに郵便物や新聞がたまっていると異変を感じたら直ちに通報し、連絡を受けた市の職員は、自宅を訪ねて安否を確認したり、場合によっては警察などの関係機関と連携して対応することが、市民の安全・安心につながると思っております。

1、以前に提案した、ひとり暮らしの、また高齢者、障害者の生活を見守る地域の見守りと、安心できるまちづくりに関する協定について、2、今後の改善策と取り組みについてをお伺いいたします。

次に、市内施設にLED導入についてお伺いいたします。

電気料金の削減額を活用し、1日当たりの点灯時間や年間点灯日数などから、LED照明に交換した場合の電気代削減額を計算し、削減額がリース料を上回るかを検証する、そして確認することが重要であり、その観点から、1、LED設置計画について、2、リース方式によるLED導入についての認識をお伺いいたします。

次に、通学路の安全点検実施についてお伺いをいたします。

1、安全点検の実施結果について、2、安全対策についての取り組みについてをお伺いいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○仮議長（山内庄兵衛君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

中根議員のご質問にお答えいたします。

1点目の小学校へのエアコン設置、2点目のミストシャワーの設置につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の地域ネットワークの強化につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、高齢者への見守り支援につきましてお答えいたします。

最初に、高齢化の進行によるひとり暮らし高齢者の増加は、全国的な課題になっているところでございますが、本市では、本年10月1日に茨城コープ生活協同組合、生活協同組合パルシステムの2社と協定を締結して、高齢者、障害者宅の異変について通報をいただけることになってお

ります。また、協定は交わしておりませんが、日本郵便の土浦及び石岡両支店へは、ひとり暮らしの高齢者、また高齢者世帯の方が居住していると思われる場所へ訪問した際に異変を感じたときには、市役所へ通報いただけるように依頼をしているところでございます。

次に、高齢者の見守りにつきましては、現在も民生委員、各種団体、地域の方々にご協力をいただいているところでありまして、今後は、協定をしております民間企業のような形態に限らず、多様な主体と連携していく必要があると考えております。

市といたしましては、高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、今後も見守りの仕組みづくりに努めてまいりたいと考えております。

5点目の市内施設にLEDを導入してはというご質問につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

6点目の通学路の安全点検実施につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

○仮議長（山内庄兵衛君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

中根議員の6点目、通学路の安全点検実施についてのご質問にお答えいたします。

今年度当初、京都や千葉県におきまして、登校中に多くの死傷者が発生する痛ましい事故が相次いだことから、文部科学省、国土交通省、警察庁の連携によりまして、通学路における緊急合同点検実施要領が示されました。

本市におきましては、8月20日から23日の4日間、土浦警察署、土浦土木事務所、国土交通省常陸河川国道事務所にも参加をいただきまして、市内小学校13校から報告のありました166カ所の危険箇所のうち、33カ所に絞り込みまして緊急合同点検を実施いたしました。点検の結果を踏まえまして、今後は、それぞれの危険箇所が抱える課題について、各機関がその相当分野に応じて解決策を検討していくことになっております。

残る133カ所につきましては、市道にかかわる課題でありますことから、内部で確認をし、通学路の変更、ボランティアや保護者等による立哨指導、児童への指導強化等によりまして対処することとしております。

今後とも児童・生徒の登下校にかかわる安全対策につきましては、関係機関の協力を仰ぎますとともに、児童・生徒への安全教育を継続して、安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

○仮議長（山内庄兵衛君）

教育部長 小松崎延明君。

[教育部長 小松崎延明君登壇]

○教育部長（小松崎延明君）

中根議員の1点目1番、市内小学校におけるエアコンの設置状況についてお答えをいたします。

市内小学校13校のうち、10校にエアコンが整備されております。内訳を申し上げますと、下大津、美並、牛渡、佐賀、安飾、志士庫小の6校につきましては百里基地航空機騒音関連の補助事

業で、また、宍倉、志筑小につきましては文科省の補助事業、さらに、下稲吉、下稲吉東小につきましては総務省の合併特例債により整備してまいりました。したがって、新治、七会、上佐谷小の3校が現在未整備となっております。

1点目2番、今後の設置計画、対応策についてお答えをいたします。

教育環境の公平性や児童の健康管理を第一に考えることは当然でありますけれども、現在、学区審議会の答申を受け、小中学校適正規模化を進めているところでございますので、今後の対応策としましては、冷風機等を普通教室に配置できるよう検討したいと思っております。

次に、2点目、小中学校にミストシャワーの設置についてお答えをいたします。

近年、夏が猛暑となり、その対策が重要となっているところでございます。平成23年度には、七会小での運動会での練習中に多数の児童が熱中症になり、保護者を初め関係者の方々には心配をおかけしたところでございます。このことを踏まえ、本年度は運動会の開催時期を検討し、七会小は10月13日に、その他の小学校につきましては9月29日にずらすなど、対策を講じております。

しかしながら、屋外での授業や運動会の練習など、さらなる猛暑対策が課題でございます。

ご提案のミストシャワーにつきましては、効果が大きいと認識しておりますので、猛暑による熱中症を防止するため、よく調査をし、導入を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○仮議長（山内庄兵衛君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

中根議員よりありました3点目、地域ネットワーク強化についてのご質問にお答えいたします。

最初に、福祉まるごと相談会の実施につきましては、大阪府の茨木市が昨年度からモデル事業として、市民が身近な地域でさまざまな相談を受けられることを目指す地域福祉ネットワーク事業の相談窓口として実施しております。この相談会は、公民館等で民生委員が出席して行われておりますが、当日対応できない相談内容につきましては、担当の市職員につなげることなどの橋渡しも行っていると聞いております。

現在、本市では、ご質問の福祉まるごと相談会と同様な役割を果たしているものとして、福祉協議会が実施しております心配ごと相談所がございます。当相談所は、民生委員や学識経験者8名の相談員で構成されておりますので、当面は心配ごと相談所の活用と周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仮議長（山内庄兵衛君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

中根議員の5点目1番、市施設のLEDの設置計画についてお答えをいたします。

市の施設におけるLED照明の設置計画でございますが、千代田庁舎本館におきましては、さ

きに補正予算の採決を賜りました千代田庁舎耐震工事の中で、ほぼ全面的にLED照明の設置を予定しております。また、一部の小中学校におきまして改修工事等の際にあわせて設置を実施しているところがございますが、ほかの施設につきましては、その計画がない現状でございます。

今後の他の施設への設置につきましては、イニシャル及びランニングに係るコスト的な部分を比較するとともに、LEDの特徴である環境にやさしいといった部分など、さまざまな面から検討を加えてまいりたいと考えます。

5点目2番、市の施設におけるリース方式によるLED導入についての認識につきましてお答えをいたします。

LEDの照明のリース方式につきましては、ことしの夏、神奈川県におきまして、県の所有いたします施設約170施設の照明約7万本をリースに切りかえ、年間約8000万円の電気料金の削減を図り、当該電気料金の削減額をリース料に充てる計画であるとの新聞報道等がなされたところでございます。

それらを踏まえまして、千代田庁舎本館を除く防災センター及び増築棟、霞ヶ浦庁舎、あじさい館の3施設におきまして、コスト面からの試算を実施したところがございます。3施設それぞれの建物の建築年数が比較的新しく、照明器具としてHf管と言われる高効率の蛍光灯を多く使用していることと、点灯時間が比較的短いことから、電気料金の削減率が小さく、少なくとも現時点でのコスト面においての有益性は得られなかったところがございますが、今後においては、コスト面や環境面に配慮して、さらなる検討を重ねてまいりたいと考えますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○仮議長（山内庄兵衛君）

中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、私は簡潔に質問させていただきますし、また、市の方向性の結論を私は聞けばいいのでありまして、再度質問させていただきます。

やはり小学校にエアコン設置であります。今説明がありましたとおりに、3校がまだ設置されていないということもありますけれども、今回、3年後に統廃合ということが前提になっておりまして、なかなか市としても取り組めない状況、それは私も理解はできます。

しかし、そういう中で、私は、ことし、いまだかつてない暑さによって、下小が今増築工事をやっている段階でありましたので、父兄、また子どもさんも含めて私の自宅のほうに訪問がありまして、何とかしてもらいたいという形で6名の方が訪れました。そういう中で、私は早速、教育委員会を通してお話をしましたけれども、なかなか設置されない状況。

私は、すぐに設置するという返事を伺いましたので、到底もう設置してあるものかと思っておりましたら、また父兄からクレームが出まして、まだ設置していないという話を伺いまして、私はすぐに現場に飛びました。それも一番暑い時間帯に私は訪問いたしまして、やはりその光景を私は見たときに唾然といたしました。というのは、私が入ったと同時に、それは熱風と、その暑さといいますか、もう汗がだらだらという、もう下着が水の中につかったような、そういう状況に私もなりました。

やはりこのような大変な教育環境の中で子どもさんたちが勉強していることに対して、私は、憤りと、私個人としても責任を本当に感じました。そして、設置したのが、もう夏休み近い。設置したというか、私は、緊急策として扇風機を大至急購入していただきたいということで要望しまして、たしか10台かと思ったんですが、それも設置していただいて、やはりかなり暑さをしのげたという経過がありました。

そういうことも踏まえて、この3校についても、今答弁があったように、冷風扇で対応するという結論をいただきましたので、これもできるだけもう暑くならない前に設置をしていただいて、本当に教育環境が素晴らしい中で、熱中して勉強に励めるような環境体制を早目に整えていただきたいと思います。これは、冷風扇は設置するということでもありますので、これ以上の質問はもう控えさせていただきます。

それから、小中学校にミストシャワーの設置、これは私もこの近隣の学校を何校か訪問しまして、暑い時期にミストシャワーの状況、使用状況等も見学をしてみました。これはやはり気化熱によって約3度ぐらいの温度差が出るんですね。だからやはり3度ぐらい温度が下がりますから、非常に効果的、それで電気も使わないという状況で、霧状に水道からノズルにより直接噴霧しますから、電気代もかからない。ということで、非常にランニングコストもかからない。そういう状況で、安価で効果的であるということで、本当に私も、これは我が市としても、これはお金がかからないし、ランニングコストもかからないし、運動会の練習のときも、野外活動のときも、これは一日も早く導入すべきだという、私はそういう認識を持って帰ってまいりました。

先ほどの答弁では、前向きで、設置の方向で検討するということではありますが、教育長の再度考えを伺いたいと思います。

○仮議長（山内庄兵衛君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

中根議員ご指摘のように、最近の暑さは本当に異常でございまして、我々の想像を絶するものがあって、子どもたちもひどい教育環境の中にさらされている場合も少なくはございません。

ミストシャワーにつきましては、1基四、五千円で設置できるという非常に安価なものでございますので、中は冷房や、それから扇風機で対応するにしても、その外の暑さの状況を見て、ミストシャワーも導入するように積極的に考えていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○仮議長（山内庄兵衛君）

中根光男君。

○9番（中根光男君）

その答弁を伺いまして安心をいたしましたし、また、父兄の方にも早速報告させていただきます。だから冷風扇とこのミストシャワーは設置するということが報告させていただきますので、これは責任持って対応していただきたい。そんなにお金がかかる問題じゃないので、子どもさんも非常に喜ぶと思いますし、PTAの方も喜んでくれると思いますので、実績とか何かではなくして、現場で困っている子どもさんたち、父兄のために、私は、汗を流すのは私の使命であり責任だと思っておりますから、私は早速これは報告させていただきます。

次に、福祉まるごと相談会、先ほど話があったように、大阪の茨木市を例にとって説明いた

きましたけれども、これは非常にかすみがうら市としても似かよった体制で取り組んでいるというのは、私は承知しておりましたけれども、やはり公民館ごとに担当を決めて、やはり問題は、定期的を実施するというのがこれ、みそなんですね。今現在の行われているこの体制については、定期的に年間どのような体制で実施しているのか、再度伺います。

○仮議長（山内庄兵衛君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

ただいまの心配ごと相談の実施状況でございますが、毎月2回ほど、第2水曜日が、千代田地区として働く女性の家で、それから第4水曜日に霞ヶ浦地区として、あじさい館のほうで午後1時から午後4時まで実施している状況でございます。

○仮議長（山内庄兵衛君）

中根光男君。

○9番（中根光男君）

これは千代田地区と霞ヶ浦地区という形で実施されていると思うんですが、これはもしも今すぐ答弁できなければ結構なんですが、この実績なんかは、大体何名くらいこれは相談に見えているのか、また、どのような対応をされたのか、大枠で結構ですから、再度。

○仮議長（山内庄兵衛君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

実績でございますが、残念ながら、23年度の実績におきましては11件というふうな報告は受けております。ちょっと内容について、今、手元に聞いておりませんが、そういうことで、多少市民へのPRが少ないのかなというふうな考えは持っておるところでございます。

○仮議長（山内庄兵衛君）

中根光男君。

○9番（中根光男君）

これにつきましてはやはり周知徹底が必要でありまして、私が相談を受けたときには、こういう体制は全く理解していない方が多かったですから、これもかすみがうら広報等でも周知徹底を図っていただいて、やはり困っている人がいつでも気軽に相談できる体制、それが今一番大事だと思うんです。

だれに相談したらいいのかわらないという、非常に私は細かい相談は受けます。そのときに、やはりこういう体制というのは私も認識していなかったし、理解していなかったのは私の責任でもありますけれども、やはりこういう体制というものを周知徹底して、気軽に相談を受けられる、また、プライバシーについてはもう絶対に口外しない、これは前提だと思いますので、これは徹底していただきたいと思います。

次に、高齢者の見守り支援について、私は数年前から、課に行って直接何度か、これはもう至急立ち上げるべきだという、そういう提案、一般質問の中では取り上げてまいりませんでしたけれども、もう6年前からこれは、各課、その担当課に行って、これは至急立ち上げるべきだという話をしてまいりまして、これが、体制ができたのはまだ一、二カ月ぐらいかと思うんです、こ

の今の体制が、私の認識では。だから非常に遅い対応であったと思うんですが、やはりこの事業を立ち上げたということは、非常に私は安心・安全につながっていくのかなという形で、この件についてももう一度周知徹底のほどをしていただいて、市民の安心・安全を守っていくという観点から、よろしくお願ひしたいと思うんです。

私は、ここ、いろいろと生活のことやらたくさんを市民相談という形で受けております。特にこの10月、11月の累計では、28件の市民相談を受けました。というのも、やはりそれは複雑な内容で、個人のプライバシーもありますから、ここでは口外できないこともございますけれども、やはり市の対応でも、対応が遅かったという内容もありましたし、また、市でもって取り組みに対して、ちょっとおかしいんじゃないかという、そういう相談もありまして、直接私は窓口に行ってそういう内容を伝えた経過もありますけれども、私が感じることは、やはり執行部、我々議員も含めて大事なことは、この一体、政治というのは何のためにあるのかと、執行部というのは何のためにいるのかという、そういうことを私はもう一度原点に立ち返って私なりに考えてみました。

やはり私たち議員も執行部も、市民の幸せのため、安心・安全のため、また、将来の希望を託されている私たちの立場というものは責務が非常に重いということを再度認識しました。そのような観点から、やはりこの身近な、小さな問題でも真摯に向き合う、真摯に取り組む、そのことが、その積み上げが大事であるということを私は新たに、この今大変な状況下の中で私は認識するとともに、取り組んでいくことが大事かということをおもいました。

次に、あとLEDの導入についてなんですけれども、LEDについては、私はいろいろなメリットはあると思いますので、やはり特に電氣量を多く使用している箇所については、これはリース方式でも、十分、私はとんとんでもいいと思うんですね、黒字にならなくても、とんとんでもあっても、ランニングコストも削減できますし、もう本当にCO₂削減にもつながる、節電にもつながっていく、そういうことで、私は、いろいろな面で社会貢献につながっていくのかなと、このように私は個人的には認識をしておりまして、このLEDというのは、これから日本全国で広まっていく、街灯も含めてLED化というのが加速していく、そういう時代になっていくのかなというふうに私は思っておりますので、この辺も再度検証していただいて、街灯も含め、施設、これは総合的に検証していく中で、私は段階的に取り組んでいただきたいと思うんですが、再度、認識について伺います。

○仮議長（山内庄兵衛君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

先ほど申し上げましたように、先ほど答弁の中でリース方式ということがございましたが、防災センター並びに霞ヶ浦庁舎、あじさい館につきましては、比較的新しい施設でございまして、Hf管という高能率的な蛍光灯を使用しております。それで、その現状での3施設の電氣料金を計算しますと、278万5200円、現状、維持経費で、3施設で合わせますと30万円、合計いたしますと、現状では約308万5200円が、3施設で年間かかる経費でございまして。

これをリース方式にした場合に、年間の電氣料金が、3施設を合わせまして208万8900円、電氣料金につきましては70万ほど下がりますが、LEDの導入の借り料ですか、それが3施設合わ

せますと360万ほどかかります。ですからコストの増加が、3施設でLEDの導入をいたしますと260万ほど経費がかかかりますので、これらについては、現状、新しいHf管を使っていますので、それらで対応をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○仮議長（山内庄兵衛君）

中根光男君。

○9番（中根光男君）

これは1年単位じゃなくて長期的に、やはり減価償却も含めて考えていかなければならない問題でありまして、ただ目先の金額の差額ではなくして、ランニングコスト、そして、要するにこの蛍光灯を取りかえるにしても、大変なこれは経費がかかると思うんです。寿命も非常に短い状況で、そういうランニングコストも含めた中では、私はプラスになるのかなという感じしておりますので、この辺も踏まえて再度検証していただきたい、このことを要望いたしておきます。

最後に、通学路の安全点検、私は、これはもう一般質問の中で4回ほど今までに行っております。そういう中で、今、8月20日から23日、4日間、現場確認をしたという答弁がありましたので、私はこのことについては非常に評価したいと思います。

そういう中で、今回、国のほうの政策といたしましてこの緊急安全点検を実施し、そして経費のかかった部分、これはきちっと計画書を提出しなきゃならないわけなんですけれども、そういう優先順位もあると思うんですが、きちっとした形で対応していく中で計画書を提出すれば補助金が受けられるという、そういうシステムもできつつある。できたと思いますけれども、そういう中で、私はこの補助金も対象にお願いしたいと思うんですが、その補助金に対する認識、経過について、もしも最近のをつかんでいれば再度お願いします。

○仮議長（山内庄兵衛君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

補助金については、私は今のところ把握しておりませんので、後で調べたいと思います。

○仮議長（山内庄兵衛君）

中根光男君。

○9番（中根光男君）

その辺も調査していただいて、やはり全国的にこの通学路での事故というのは多発している状況でありますので、やはり一人でもお子さんを犠牲にしちゃならないということが前提で、本当に真剣になって、地域ぐるみ、総ぐるみでやはり対応した中で、市としてもできることは何でもやっていくという、そういう安全対策を徹底していただきたいと思います。

ともかく、常に前向きに検討していただきたい、このことを私はお願いいたしまして一般質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○仮議長（山内庄兵衛君）

中根光男君の一般質問を終わります。

仮議長の職をこれで終わらせていただきますが、副議長と交代をいたします。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 1 1 時 4 4 分

再 開 午前 1 1 時 4 5 分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認めます。

再開は、午後 1 時 30 分から再開いたします。

休 憩 午前 1 1 時 4 5 分

再 開 午後 1 時 2 9 分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

8 番 佐藤文雄君。

[8 番 佐藤文雄君登壇]

○8 番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄です。

野田首相は11月16日衆議院を解散し、12月4日公示、16日投開票で総選挙が始まりました。日本共産党は「消費税増税は公約違反。速やかに衆院を解散し、国民に信を問え」と一貫して求め続けてきました。今回の解散を大きくとらえますと、野田内閣が国民の怒りと批判に追い込められた、それで追い詰められた結果であるというふうに考えます。

日本共産党は、国民の利益に反する政治と正面から対決し、同時に、どの問題でも日本改革のビジョンを示し、その実現へ行動する政党であります。民主党が自民党とうり二つになり、自民総裁に改憲論者の安倍晋三氏が再選され、憲法改定を掲げる維新の会が国政に進出するなど、古い政治への逆流が起きております。

この日本国憲法第9条を改悪し、再び戦争ができる国へと、歴史に逆行する危険な流れにきっぱり対決している政党は、日本共産党だけあります。それは、戦前の暗黒政治と侵略戦争に命をかけて反対した不屈の歴史に裏づけられたものであるからであります。あらゆる面で国民の願いを実現する先頭に立ち、間違った政治への批判だけでなく、打開の展望も、経済、外交、領土の問題などあらゆる問題を提案してまいりました。今回の総選挙において日本共産党は、議席の倍増を目指して今頑張っているところであります。

今回の選挙を前に、雨後のタケノコのようにたくさんの政党が生まれて、一時、政党は15にもなりました。そして政策もそっちのけで、くっついたり離れたり、第三極といますが、中身は自民党型政治と全く同じであります。原発の問題、TPP問題、消費税の問題、内容は余り変わ

りません。しよせんは自民党型政治の中の、コップの中の争いではないでしょうか。これまでの自民党型政治を続けるのか、それとも日本共産党を伸ばすのか、ここに一番の対決軸があります。

今回の選挙は、まさに日本の命運を分ける歴史的総選挙となります。かすみがうら市の選挙区は茨城6区ですが、前県会議員の出馬で「本命不在の大混戦」と報道されております。国政選挙の結果は、地方政治にも大きく影響されることとなります。いずれにしても、国民・住民が主人公の政治が、その実現が求められていると思います。

それでは、通告に従って質問をいたします。

1、放射能汚染から子どもと市民、地域を守る総合対策について。

東日本大震災と原発事故から1年9カ月になろうとしております。今回の震災被害は未曾有であり、特に、福島第一原発の水素爆発でまき散らされた放射能が被害を一層深刻にしております。原発の事故は、収束するどころか、その被害は拡大し、多くの被災者の方々は、先の見えない苦しみのもとに置かれております。福島県では、今も県内外への避難者は16万人に上り、避難先で命を落とす人も少なくありません。放射能による被害は東日本を中心に全国に広がり、ホットスポットと呼ばれる放射線量の高い地域が各地に出現しております。農業、漁業、林業や観光業を初め、あらゆる産業、経済への深刻な打撃も続いております。

原発事故は、ひとたび放射性物質が大量に放出されますと、その被害が空間的にも、時間的にも、社会的にも限定なしに広がり続け、人類はそれを防止する手段を持っておりません。この異質の危険が、1年9カ月たった今でも猛威を振るっているのです。

しかも、原発事故は、これが最悪ということさえも想定できません。今回の福島原発事故で大気中に放出された死の灰は、原子炉内の総量の1割程度、放射性ヨウ素やセシウムなどは1から2%と言われていますが、これがもっと大量に放出される事故も起こります。そういう最悪の事故が起こった場合の被害については、想定すること自体が不可能です。二度と原発の重大事故を起こすことは絶対に許せません。

私たち日本共産党は、すべての原発から直ちに撤退する政治決断を行い、即時原発ゼロを実現することが必要だと立場であります。その立場から、以下のことについて質問をいたします。

1、放射線のきめ細かな測定と除染の取り組みについて伺います。

私はこれまで一般質問において、放射能によって、以前との環境、いわゆる1時間当たり0.04マイクロシーベルトですが、これから考えると、私たちは、少なくとも4倍から5倍の放射線を浴びている環境の中で住んでいる。一度降った放射能は消えることがない。今は、主に雨によって放射能が低いところに流され、土壌に濃縮して蓄積している状況になっており、大ざっぱな測定では、汚染度が高い場所はわからない。

特に子どもの生活環境となる小中学校、保育園、幼稚園などについては、地表高さ5センチにおける空間線量の測定を求め、必要であれば1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上を対象に除染するよう実施を求めました。しかし市長は、当市の放射線量は十分に安全な数値だと述べ、各学校、各家庭で対応していただくというのが市の考え方だと回答し、市として積極的に取り組む姿勢が見られませんでした。

原発事故を起こした責任は、東電と、それを推進してきた国にあります。放射能被害に対する対策費用、賠償などは東電と国が責任を持つべきですが、それを住民個人が求めることは困難

です。そこに地方自治体の役割があるのではないのでしょうか。地方自治体の使命である住民の命と暮らしを守る立場で、この放射線対策についても真剣に取り組むべきだと考えますが、放射線のきめ細かな測定と除染の取り組みの現状について報告を求めます。

2、学校・保育所給食の安全確保と農畜産物及び魚介類の検査体制について。

私は前回、学校・保育所給食の安全確保について、毎日継続して摂取する食材から放射性物質を取り込まないために、5ベクレルを超える米、麦、牛乳などは給食に使用しないことを求めました。しかし教育部長は、食品中の放射性物質については、国の新基準等を満足しているものを使用しているとの認識でありました。

私は、茨城大学の有志の会が「米・小麦の放射性汚染と学校給食での使用について」という報告書をつくっていると、この報告書に学ぶようにと要請いたしました。が、学校及び教育委員会等ではこのことを検討したのか伺います。

また、子どもを持つ若いお母さんたちで立ち上げた、放射能汚染から子どもを守ろう@かすみがうらは11月16日、学校給食の安全性を確保するため、検査器の精度の向上を図ってくださいとする要望書を市長に提出しております。この要望書についてはどのような回答をしたのか伺います。

また、農畜産物及び魚介類の検査体制については、市独自の検査を行っているのかも含めて現況報告を求めます。

3、東電への農畜産物及び水産物にかかわる損害と市の対策費用の請求現況について。

東電は電気料金の値上げを実施いたしました。今回の値上げは、原発事故対応にかかわる東電の負担を家庭や中小企業に押しつけるもので、許せません。一方で東電は、誠意ある賠償を怠っているのが実態です。東電の賠償請求の現況と今後について答弁を求めます。

加えて、当市でも電気料金の値上げに対応するため、今定例会で増額の補正予算を組みましたが、その総額はどれくらいになるのでしょうか、お伺いをいたします。

4、霞ヶ浦の放射能汚染対策について。

霞ヶ浦の放射能汚染が心配されております。既に、霞ヶ浦のウナギやアメリカナマズなど魚が放射能の食品安全基準を上回っているため、国からの出荷停止を指示されており、食べることができません。解除の時期は未定と伺います。

霞ヶ浦に流入する56の河川の底泥の放射能汚染はさらに深刻です。市民団体が行った底泥の調査では、高い値が出ています。

霞ヶ浦は、漁業、農業も含め140万人が利用する、まさに命の水であり、水源であります。命の水・霞ヶ浦を放射能汚染から守らなければなりません。今必要なことは、霞ヶ浦の放射能汚染の実態を正確に把握するため、一刻も早く測定をきちんと行うこと、そして、民間、行政、研究機関、企業などが力を合わせて放射能汚染対策を講じることだと考えますが、市長の見解を求めます。

5、地域に根ざした自然再生エネルギー対策について。

市長は新たに自然エネルギー推進検討委員会なるものを発足させると聞きますが、その構想について説明を求めます。

大きな2番、入札制度の改善であります。

1、希望価格の事前公表と最低制限価格にかかわる問題についてお伺いをいたします。

前議会で、入札談合の研究者の調査をもとに、予定価格の事前公表と落札価格の低下の関係はいまだ明確ではなく、予定価格を事前公表すれば、落札価格が低下するとは必ずしも言えないということをして上げて、公正取引委員会も入札談合防止の効果を断言できないという立場を紹介いたしました。私はその立場で、希望価格の事前公表をやめることを求めました。

市長は、全体的に見て落札率が下がってきているとして、現行の入札制度を実施する考えであります。今回の入札結果であっても、この最近の入札結果についてどのような見解をお持ちなのか、お伺いをいたします。

2、小規模契約業者登録制度の創設について。

当市においてもその創設に前向きな回答がありましたが、創設する上で問題点はあるのでしょうか、詳細な答弁を求めます。

大きな3つ目です。総合的な子育て支援についてお伺いをいたします。

1つ、市立さくら保育所の運営事業者選考の取りやめと今後の民営化について。

公立保育所は、児童福祉法24条の保育実施義務を果たす最も基本の施設であります。市民にとっては、公立保育所であることで、こうした基準の保育水準で、市民に責任を持って保育を提供することを示すこととなります。ですから、今回のさくら保育所の民営化に向けた運営事業者選考に当たって保護者からは、民営化に対するさまざまな不安の声が上がっていたことは当然であります。

私は、公立保育所の民営化には反対の立場でありましたが、よりよい運営事業者を選考することが必要との考えから、選考委員会の委員になったわけであり。選考委員会では、できる限り保護者から選ばれた選考委員の意見を重視し、十分な協議の中で公募条件を決めました。そして公募が実施されたわけであり。

しかし、事務局の不手際で事業者の選考会は中断という事態になり、その後、紆余曲折を経て、結果としては、さくら保育所の民営化に伴う事業者選考は取りやめることになりました。

そこで市長にお伺いをいたします。

今回、運営事業者選考を取りやめとした理由、それと、今後の民営化についてのスケジュールはどのように考えているのか、答弁を求めます。

2、公的責任を後退させる子ども・子育て新システムの問題について。

民主、自民、公明の3党密室協議の末、国会で十分な審議も行われないうちに、消費税増税法とともに子ども・子育て新システム関連法が設立しました。成立に際しては一部修正が行われたものの、保育を市場化し子どもの保育に格差を持ち込む新システムの本質は変わらず、問題は多く残されたままです。

そこで質問です。

1、保育所以外にも多様な施設、多様な基準を位置づけるとしています。このことは、子どもの保育に格差が持ち込まれることになり、認可保育所はふえず、ふえるのは基準の緩い安上がりな保育施設ばかりになるのではないのでしょうか。また、保育所探しは保護者の自己責任となるだけでなく、契約も保育施設との直接契約となることが考えられます。

2、認定制の導入で保育時間に制限が持ち込まれるということですが、そうすると登降

園時間はばらばら、保育は混乱、園運営は困難になるのではないのでしょうか。

3、追加負担、オプション料金、これらの上乗せ徴収が可能となり、保育料負担は増大することが心配されます。

以上、担当部長の答弁を求めます。

3、小中学校の父母負担の軽減と学校給食の無料化についてお伺いをいたします。

第2回定例会の一般質問でこの問題を取り上げました。教育部長は、今後見直しを図り、保護者の負担の軽減に努めるよう各校に指導したいと答弁をいたしました。その後の取り組みを伺います。

一方、学校給食の無料化については、学校給食法第11条を理由に、現在考えていないと答えましたが、しかし文部科学省は、自治体などが学校給食への助成を行うことを可能とする通知を出しております。このことを活用して学校給食の助成を実施している自治体が広がっています。学校給食の立法の根本趣旨に基づいて、改めて答弁を求めます。

大きな4番、小中学校の統廃合といじめ問題についてです。

子どものいじめ問題が各地で起き、多くの国民が心を痛めております。教育委員会や学校による隠蔽や放置も重大な問題です。

教育全体を見れば、自民党型政治がつくった教育体制が行き詰まっています。深刻ないじめがとまらない現状も、その行き詰まりと深いかかわりがあると考えます。

1つは、子どもをテスト競争でふるいにかける、異常な競争教育であります。この体制のもとでは、できない子は劣等感が植えつけられ、勉強を投げ出す子どもがふえております。できる子は、速く答えを出すことが求められ、深く考えることを嫌がるようになりました。子どもたちの人間関係は希薄になり、孤独を感じている子どもの割合は29.8%、イギリスの5.4%など世界の国々と比べて飛び抜けて高い数字です。子どもたちはストレスをため、これがいじめの背景にもなっております。

もう一つは、政治による教育の不当な権力的な介入であります。国、教育委員会、学校、教員が、縦のラインのように上意下達の体制となり、教育委員会が形骸化し、学校現場で事なかれ主義がはびこりました。先生たちは、上から数値目標が指示され、子どもよりも上の顔色をうかがうような状態に押し込められております。こうした中で、いじめ解決に必要な教職員の連帯や時間も奪われてきました。

日本共産党は、競争と政治支配という体制をやめ、教育は子どもの成長、発達、人格完成のためにあるという日本国憲法や子どもの権利条約の精神を生かし、教育を再建するとともに、日本の未来を支える学術の振興に取り組むことを目指しております。

そこで、質問1、大規模校ほどいじめは頻発する傾向について。

文科省のいじめ調査では、年間の児童・生徒1,000人当たりの認知数は、小学校5.3件、中学校9.3件、高校3.1件であります。この数値から、小学校なら、200人規模なら1件、少人数学校ほど少なく、100人以下の学校ならほとんど起こらない。大規模校ほど頻発するとも読み取れますが、どのように考えますか、答弁を求めます。

2、学校統廃合の適正規模といじめについて。

当市は、学校統合の適正規模を、クラスがえが可能な1学年2学級以上としています。この基

準は国や県の教育委員会が持ち出したものですが、クラスを複数にすることでいじめはなくなると考えているのですか、答弁を求めます。

3、教育と学校規模の国際比較について。

教育をよくすることは、みんなの願いであります。しかし、学校統廃合は万能ではありません。ドイツでは、子ども一人一人に向き合い、意見表明、自己主張を大事にし、学力だけでは評価をされません。そのため、小中高の学級規模は現在20人程度だが、現場では10人以下を強く要求しており、人間の価値は人数が多くなるほど下がるという思想のあらわれだといえます。

欧米では一般に、1学年1学級でクラスがえがなく、担任教師も持ち上がり基本であります。教師は公立学校でも同一校に定年まで勤め、子どもや家庭の環境を熟知しているとの報告もあります。教育と学校規模の国際比較について、教育委員会はどのようにとらえているのか伺います。

大きな5番目、国民健康保険と命と健康を守る制度について。

1、国保税減免取扱要綱減免基準作成及び医療費の一部負担金減免申請について質問いたします。

私は、第2回定例会で土浦市の例を挙げ、国保税減免取扱要綱減免基準作成を求めました。その後の進捗状況について市民部長からの報告を求めます。

また、医療費の一部負担金減免申請については、広報紙やホームページで周知徹底したのでしょうか。市民からの減免申請の実施も含めて報告を求めます。

2、国保証の未交付の状況の解消について。

第3回の定例会の答弁では、90世帯が未交付でした。その後の取り組み状況の報告を求めます。

3、短期保険証交付の改善についてです。

国保加入者で1カ月の短期保険証を交付されている方からは、せめて3カ月にできないかとの訴えが何度となく寄せられております。短期保険証世帯に対して訪問調査など、被保険者と家族の健康状態などの実態を把握し、自治体の判断される特別の事情を積極的に活用し、正規の国保証の交付ができないか、市長からの答弁を求めます。

大きな6、水道事業について、特に水道料金の問題について伺いをいたします。

茨城県は、十分に水が余っているにもかかわらず、過大な水需要計画、いわゆる水のマスタープランを作成し、八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業などの水開発を国とともに推進しております。一方、県からは、水の供給を受けている関係市町村は水道料金の値下げを求めています。県の企業局は、実施協定の変更が必要だとしております。

そこで質問です。

県との実施協定の見直しについて。

市長は、必要以上の水は買わないと答弁いたしました。しかし、県企業局の幹部は、今、水道会計は黒字でも、平成23年には湯西川ダムが完成し、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水、思川開発が完成すれば、維持費や減価償却費は飛躍的にかさむ。水道事業者——いわゆる市町村ですが——とは実施協定を結んでいる。その協定を満たすには水開発は必要だと、これ以上水が要らないなら協定を見直せばいいのだと述べています。このことを紹介し、水開発をやめさせるには県との協定の変更が必要だと市長に迫りましたが、市長は明確な答弁を避けました。実施協定の見直し変更ができない理由は何でしょうか、市長の答弁を求めます。

2、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業と水道料金の関係について。

私は前回と前々回、引き続いて、茨城県内の給水実績と地下水、既存及び新規水利権の現況を示し、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業の新たな水開発は、貴重な地下水源を放棄することにつながり、水道料金の大幅な引き上げになると指摘しました。そして、茨城県の水道の実績と予測に激しい乖離、これは大きな乖離があるということも示しました。市当局は、この水開発事業と水道料金の関係についてどのように考えているのか、将来にわたっての試算はしているのか、お伺いをいたします。

大きな7番目、市職員の退職勧奨について。

問い、市職員の管理職登用についてであります。市長は58歳以上の管理職は置かないという方針を聞きます。これは退職勧奨につながるおそれがあると思いますが、市長の答弁を求めます。

以上、第1回の質問といたします。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目、放射能の総合対策につきましては、総務部長及び教育部長からの答弁とさせていただきます。

1点目3番、東電への請求現況につきましては環境経済部長から、電気料金の値上げへの対応につきましては総務部長からの答弁とさせていただきます。

1点目4番、霞ヶ浦の放射能汚染対策についてお答えいたします。

霞ヶ浦の放射能汚染対策につきましては、水源や水産資源の安全性の確保、水産業保護と存続の観点から大変重要な施策と認識しております。

現在、環境省と茨城県が流入河川などのモニタリング調査を継続的に行っておりますが、いずれにおいても、対応方法を明確にできないという状況になっております。市としても、早急に何らかの対策をとるという状況には至りませんので、引き続き、国、県や他自治体との連携を図りながら観察してまいりたいと考えております。

1点目5番、地域に根ざした自然エネルギー対策についての質問にお答えします。

本市の代替エネルギー対策、環境保全対策、遊休農地対策等、幾つかの観点から、太陽光発電事業の支援策として、先般、（仮称）かすみがうら市太陽光発電（メガソーラー）事業研究会を立ち上げました。この研究会は、市商工会長、法人会長、農業委員会会長を役員にして、ほか数名のメンバーで構成し、環境保全課がサポートする内容であります。

具体的には、太陽光発電事業、大規模発電、小規模発電を問わず、市民の力で、土地を提供したい方と太陽光発電事業者との媒介役として事業支援するなど、自然エネルギーを積極的に利用するまちかすみがうら市をアピールしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

2点目1番、希望価格の事前公表と最低制限価格にかかわる問題点についてお答えいたします。最近の入札結果についての見解ということですが、建設工事の入札結果につきましては、年々

落札率が下がっている状況で、今年度につきましては、前回定例会以降さらに下がっている状況でございます。また、入札案件によっては最低制限価格を下回る応札も何回かございます。このような状況から、現在の入札制度で競争性が働いていると考えております。

また、入札結果につきましては、年2回入札監視委員会を開催し、委員よりご提言をいただいている状況であります。先月22日の入札監視委員会でも、落札率が下がってきているので、今後も推移を見守るとのご意見もいただいております。

いろいろな考え方はあると思いますが、前回定例会でもご答弁申し上げましたが、現時点では現在の入札制度で実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2点目2番の小規模契約業者登録制度の創設につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

3点目1番、市立さくら保育所運営事業者選考の取りやめと今後の民営化につきましては、去る11月29日の全員協議会でご報告、ご説明をさせていただきましたとおり、さくら保育所の民営化につきましては、10月19日の公募型のプロポーザル方式による業者選定が不成立となったことから、再公募等により平成25年4月1日の民営化を目指すことは、事務引き継ぎや合同保育等に多くの課題を残すものであり、児童や保護者に大きな不安を招くことが想定されることなどから、平成25年4月のさくら保育所の施設移管方式による民営化を取りやめ、あわせて私立保育所運営計画の公立保育所民営化移行計画を見直すことといたしました。

さくら保育所を初めとする市立保育所の民営化の今後の方向性といたしましては、保育所施設の移管方式による法人運営の考え方から、その手法を民間法人の新設による運営方法に転換して、法人事業者の柔軟性や機動性を生かした保育所運営の確保を模索するなど、特別保育の拡充や待機児童の解消等、市全体における保育ニーズに応じた保育所機能のより効率的な運営と保育サービスのさらなる充実を目指した民営化を進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

3点目2番の子ども・子育て新システムの問題につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

3点目3番の学校給食の無料化につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

4点目の小中学校の統廃合といじめ問題につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

5点目の国保税減免取扱要綱減免基準作成及び医療費の一部負担金減免制度及び国保証の未交付状況の解消につきましては、市民部長の答弁とさせていただきます。

5点目3番、短期保険証交付の改善につきましてお答えいたします。

短期保険証の交付につきましては、国民健康保険法第9条第10項の規定によりまして、国保税の滞納者に対して通例定める期日より前の期日を定めて交付することができるということになっております。

市では、滞納の状況に応じて、1カ月または6カ月の保険証を交付しております。短期保険証の交付は、滞納者に対して、面談等の機会における納付相談・指導を通じて、制度の理解を求め、税収を確保して被保険者間の負担の公平性を図るということが目的でございますので、ご理解を

賜りたいと存じます。

なお、世帯の特別な事情を勘案して正規の保険証を交付することにつきましても、負担の公平性を図る上で困難と考えております。

6点目1番の県との実施協定の見直しにつきましてお答えいたします。

実施協定の見直しにつきましては、茨城県中央広域水道建設促進協議会を通じて、受水費の値下げや適正な受水量の検討を県へ要望してまいりましたが、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

市職員の退職勧奨につきましてお答えいたします。

ご質問の課長級以上の管理職の任用を58歳までとした背景としましては、霞ヶ浦町と千代田町が合併する際に、自治体としての規模が小さいにもかかわらず、双方の機構、人員を受け入れる組織づくりを行ったため、管理職が多く、早目にこの事態を解消したい。また、高齢者の課長級以上の管理職を外すことにより、若手職員を登用することができて、組織の活性化を図ろうとするというものであります。

さらに、定年退職や早期勧奨制度により、合併時に想定した以上に職員数は減少しておりますが、まだまだ職員数は多い、人件費は高いと見ておりますので、高年齢層の職員の早期退職を促しながら、職員の新規採用の枠を確保し、全体的に職員数の削減と経費の削減を進め、組織のスリム化と活力ある組織づくりを進めてまいりたいと考えております。

本年度は部長級の職員を対象として行い、平成25年度はその対象を課長級の職員まで拡大したいと考えておりますが、今後、国の進める再雇用制度や年金支給開始年齢の問題なども踏まえながら、より具体的な制度にしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りと思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

佐藤議員の4点目1番、大規模校ほどいじめは頻発する傾向についてのご質問にお答えをいたします。

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である。したがって、学校の規模は問いません。もちろん、大規模校は人数が多くなりますので、人間関係の摩擦やストレス等の要因もふえますので、いじめの発生件数もふえることが予想はされます。しかし、人数の大小を問わず、どの学校、どの子にも起こり得る問題でありますので、大切なことは、一人一人の児童・生徒が安心して学べる学級づくり、互いに学び合う授業づくりなどを通して未然防止に努めていくことが大事であると考えております。

4点目2番、クラスを複数にすることでいじめはなくなるかの質問にお答えをいたします。

先ほど述べましたとおり、いつでもどこでも起こり得るのがいじめでありますので、複数にすればなくなるとは言いきれません。しかし、クラスを複数にすることのメリットもあります。小規模の単学級の場合、特定の児童・生徒の言動が周囲に与える影響が大きく、一つの場でのトラブルを別の場所で相談したり解消したりすることが難しいことがあります。クラスを複数にす

ることで、いじめ問題の未然防止策として有効な居場所づくりができるのが、適正規模校のメリットであります。児童・生徒が安心できる場所、自己存在感や充実感を感じられる場所をたくさんつくっていくことが、いじめ問題解消につながっていくと考えます。クラスが複数あれば、クラスがえ等で人間関係再構築のチャンスが生まれます。再び居場所が見つかったと感じることができれば、徐々に解消に向かいます。単学級の場合、クラスがえはなく、固定化された集団の中で、再出発のチャンスは生まれにくいと考えます。

人は人によっていじめを受けますが、人によって救われます。多様な考えの多くの人間がいること、そして、その中で主体的に取り組む共同的な活動を多く取り入れ、児童・生徒みずからがきずなを感じ取る場をつくってやるのが大切であり、そのためにもクラスは単学級よりは複数学級あったほうが望ましいと考えております。

4点目3番、教育と学校規模の国際比較についてのご質問にお答えをいたします。

ただいまのご質問にありました、欧米における1学年の学級数、また、担任教師の持ち上がり等の報告内容につきましては、国ごとのさまざまな事情があるものと思いますが、小規模校には小規模校のよさがあるということは、私はいつも申し上げております。

しかしながら、一定の規模での集団生活を通して多様な人間関係の構築や、切磋琢磨する体験など、よりよい教育環境をつくり、継続させることが必要であるということで、児童・生徒や保護者、地域の理解と協力を得ながら、学校統合による適正規模化を進めようとしているわけでございます。

さらに、学級数がふえることで、同学年・同教科の教職員がふえ、特に中学校では同じ教科の教職員がふえて、互いによりよい指導方法などの研究や協議ができる体制が整うというメリットもございます。

また、ご質問の中にありましたように、1学級当たりの児童・生徒数は重要であると思っております。日本でも1学級の児童・生徒数40人から35人とする方針が打ち出されておりますし、現在、本市の適正規模化実施計画案における推計では、統合後も1学級25人から30人の学級が多くなるという状況でございます。

さらに、少人数指導加配やTT、国、県の配置とあわせて図書館司書、ALTなどの確保も図っておりますが、学校統合によって、できれば学校用務員なども配置して、確かな学力や豊かな心を育成するための取り組みを充実させたり、授業以外の学校行事等においてより多くの教職員と触れ合い、子どもの能力を伸ばしたりすることができると考えているところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員の1点目1番の放射線のきめ細かな測定と除染の取り組みについてお答えをいたします。

前回もお答えをいたしました。が、市民の身近な生活環境における放射線量を把握していただく

ことは、安全・安心な生活を送る上でも重要なこととの認識に立ち、市におきましては、さまざまな放射線測定を実施しているところでございます。

まず、空間放射線量につきましては、市内161区画において地上1メートルの高さで測定し、放射線マップとして市のホームページにおいて公表しており、あわせて市庁舎や市内小中学校48カ所の公共施設について、週1回の測定、また、測定器6台の無料貸し出しも実施しているところでございます。

次に、食品等の放射線量につきましては、市内小中学校、保育所の給食を週1回の頻度で測定、また、一般農作物等は両庁舎において事前予約制により検査を実施しているところでございます。

続きまして、除染についてでございますが、学校や保育所につきましては、市の除染マニュアルに基づき、すべての施設で除染を実施しているところでございます。

また、市民による住宅などの除染についても、所有者の判断により実施することとしており、市のホームページへの除染マニュアルの掲載や空間放射線測定器の貸し出しの際に、除染作業マニュアルを配布するなど、引き続き除染をお願いしてまいります。

1点目2番のうち、放射能汚染から子どもを守ろうからの要望に対する回答についてお答えをいたします。

要望内容は、給食の安全確保に関し、市が現在使用している食品検査器のNaIシンチレーションスペクトロメータをゲルマニウム半導体検出器に切りかえ、精度の高い検査により安全性を担保するようにとの要望がありました。

現在、市が使用している検出器では、放射性物質の確定検査はできないこととなっておりますが、検査室の機能や検査機器の規模を考慮すると、単独でこの精密検査環境を整備することは困難であるため、国や県との連携のもと実施しているものでございます。

市が行う自主検査において基準を超えた場合は、県の機関による確定検査のほか、現在は国の機関に直接検体を持ち込めるモニタリング検査の支援制度も事業化されており、現行の検査体制を継続する旨の回答となります。

次に、農畜産物や魚介類の独自検査についてでございますが、事前に申し込みを受け、両庁舎に配置しておりますNaIシンチレーションスペクトロメータにより、市民から持ち込まれた食品の検査を実施している現状でございます。

1点目3番、電気料金の値上げに対応するために、今定例会にて増額の補正予算を組みましたが、その総額はどれくらいになるのかについてお答えをいたします。

今定例会での光熱水費の補正といたしましては、一般会計で577万1000円、下水道事業特別会計で189万円、農業集落排水事業特別会計で624万9000円、総額で申し上げますと1391万円の増額予算であります。

光熱水費の電気料金にかかわる平成24年度の当初予算計上に当たりましては、その予算要求の時期が東京電力の電気料金の値上げ発表前でありましたので、値上げ前の東京電力の電気料金と前年度の使用実績等により算出して予算計上した状況であります。

電気料金の節減に当たりましては、節電に取り組むことはもちろんのこと、今年度におきましては、新電力会社PPSへの切りかえ等により、少しでも安価になるよう運用をしている状況でございますが、当該補正予算の計上要因としましては、東京電力による電気料金の値上げがすべ

てではないものの、一因であることは否めないものと推察しております。

2点目2番、小規模契約業者登録制度の創設についてお答えをいたします。

この制度につきましては、創設に向け協議を行っておりますが、その中で、議員ご質問のとおり、幾つかの問題というか、決定に至っていない内容がございます。

1つとしましては、発注金額の範囲についてでございます。具体的には、発注金額を随意契約範囲の130万円未満とするか、30万円未満とするかでございます。次に、業者選定についてでございます。これは、小規模契約業者登録に限定するか、入札参加資格者名簿に登載されている者も含めるかといった内容でございます。また、限定した場合の業種ごとの業者数などの問題もあるかと考えます。

現在、決定に至っていない理由としましては、市内の中小業者の中で、経営事項審査を受け、入札参加資格者名簿に登載されている業者も数多くおりますので、そういった中で検討を重ねている状況でございます。

こうした中で、県内にも14市町で当該制度を創設し運用しているところがございますので、実際運用している中での問題点等も含め、創設に向け問題解決に当たっていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○副議長（中根光男君）

教育部長 小松崎延明君。

[教育部長 小松崎延明君登壇]

○教育部長（小松崎延明君）

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目2番の茨城大学の報告書の検討についてお答えをいたします。

茨城大学有志の会が作成しました「米・小麦の放射線汚染と学校給食での使用について」の資料では、平成24年2月に、児童・生徒の健康を放射性物質から守る観点から、給食に多く使用される米と小麦は特に注意すべきと提案されております。

本市の学校給食に使用する米及び小麦につきましては、財団法人茨城県学校給食会を經由し取り扱いされていますので、ここで検査され、確認されたものを使用しております。

本市の小中学校では、米については、かすみがうら市産コシヒカリのみが使われていますが、24年度産米の精米検査については、ことし10月のゲルマニウム半導体検出器によりましてその測定をされました。その結果、放射性セシウムにつきましては、検査機器の検出限界値、キロ当たり3.2ベクレル未満の不検出となっております。

また、小麦についても、輸入麦8割と茨城県産麦2割のパン用小麦粉及び、茨城県産のめん用小麦粉を検査しております。24年度産につきましては、10月から11月にかけて、米と同じゲルマニウム半導体検出器で測定をした結果、放射性セシウムは、検出限界値のキロ当たり4.3ベクレル未満の不検出となっておりますので、より安心・安全を確保できると認識しております。

ご案内のように、学校給食については、児童・生徒の保護者の皆さんに安全性をお知らせし、不安を解消するため、給食完成品の放射性物質の測定を行っております。測定は、1日当たり3検体、3つの学校分の調理場で調理した給食1食分を測定し、安全性の確認をするとともに、市

ホームページで公表しているところでございます。

以前は測定器が1台でございましたが、8月に消費者庁からの貸与機器が霞ヶ浦庁舎に追加配備されましたので、これらを活用し、全校週1回の頻度で測定を実施しております。

これまでのところ不検出となっておりますが、児童・生徒、保護者の皆さんに安心していただけるよう、引き続き測定を行っていきたいと考えております。

次に、3点目3番の小中学校の父母負担の軽減と学校給食の無料化についての質問にお答えいたします。

各学校においては、給食費を初め、遠足や宿泊学習、修学旅行の積み立て、学年学級費、PTA会費などの費用は、子どもたちの活動の充実や学習内容の習熟、定着を深めるため活用されているものでございます。

各負担金については、毎年、学年学級懇談等で保護者の皆様に提案され、ご理解いただいた上で徴収されているものと理解しておりますが、常々、校長会や学校訪問などの機会をとらえて、なるべく少ない負担の中で教育効果を上げるよう、より一層の配慮をするよう指導しているところでございます。

学校給食費の無料化については、学校給食法第11条により、学校給食の運営にかかわる費用は設置者と保護者が負担するものとされ、設置者は、施設、設備、運営にかかわる費用等を負担し、これ以外を保護者が負担するとされております。

同法の一方向の趣旨については、通達の中で、これらの規定は小学校等の設置者と保護者の両者の密接な協力により学校給食が円滑に実施され、健全な発達を見ることが期待されると解釈をされるべきであるとされております。

また、これらの規定は、経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば保護者の経済的負担の現状から見て、地方公共団体、学校法人、その他のものが児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではないとされております。

本市においても、就学支援により経済的に困難な保護者には支援を行っておりますが、それ以上の支援につきましては、現在の厳しい財政状況下においては困難であると考えております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

1点目3番、東電への農畜産物及び水産物に関する損害の請求現況についてお答えいたします。

市内の農畜産物の風評被害等に関する損害賠償請求に関しましては、以前よりJA出荷関係は農協で、それ以外の出荷分につきましては市の協議会で取りまとめまして、県の協議会を通して東京電力に請求を行っております。

市協議会で取りまとめた請求分につきましては、平成23年6月の開始以降、累計、平成24年1月19日現在ですが、請求額2億6921万7191円となっております。

支払い状況につきましては、県協議会保留金——弁護士費用等を含みますが——や、東京電力の審査による減額分等を合わせ1800万円程度は差し引かれておりますが、2億4731万3244円が支

払われてございます。現在、東京電力で審査中のものは、直近で請求しているものも含めまして約400万円程度でございます。

なお、畜産物の一部や水産物などについては、それぞれの組合等々が取りまとめまして、県協議会を通して請求を行っており、そのほかにも個々に個人で東京電力へ直接請求されている生産者の方々もおります。

今後においても、請求対象とする作物等の種類などは、東京電力と県協議会との間で、原発事故前の出荷状況、市場価格などを比較検討して決められてくるところと思いますが、市の協議会はもちろんのこと、他団体の損害賠償の請求並びに放射線対策につきましても、できる限り協力してまいりたいと考えています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

佐藤議員、3点目2番、公的責任を後退させる子ども・子育て新システムの問題点についてのご質問にお答えいたします。

新しい制度につきましては、平成27年度から本格施行が想定されているところでございます。このような中で、第1つ目のご質問であります。新しい制度は、待機児童対策を強力に進めるためとして、幼稚園と保育所のよさをあわせ持つ施設としての認定こども園などのほか、小規模保育、家庭的保育事業など多様な保育の充実が図られます。認定こども園については、国の基準をもとに、都道府県において認定・認可の基準を条例で定めることになっており、それ以外の認可については、市町村が国の参酌基準をもとに定めることとなりますが、国において、今よりも低い基準を設定するものではないとしております。

また、保護者の契約につきましては、保育所については、現状のとおり保護者と市町村との契約となり、保育料についても、現状のとおり、保護者の所得に応じた保育料を市町村が設定することとなります。

次に、保育時間が異なることについて、保育が混乱するのではないかというご質問にお答えします。

ご質問にもありましたが、新しい制度においては、市町村が保育の必要性と必要量を認定することになっております。これにより、子どもたちの登所時間、降所時間が異なる場合が生じますが、国においては、参考となるものを示したいとしております。また、コアタイムには子どもたち全員を預かることなど、考えがあるというふうに聞いております。こちらについては、今後も国の方向性を注視してまいります。

3つ目、追加負担などの上乗せ徴収が可能となり、保育料が増大することが心配されますについてお答えします。

保育料については、現行のとおり、保護者の所得に応じた保育料を市町村は設定することになります。今までどおり国の基準保育料に準じたものになると考えております。

保護者からは、多様な保育サービスを求める声も聞いておりますが、市立保育所におけるの保

育サービスは当面現行のとおりと考えておりますので、追加・オプション料金については、徴収はないものと考えております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

5点目1番、国民健康保険を命と健康を守る制度についての国保税減免取扱要綱減免基準作成及び医療費の一部負担金減免制度についてお答えいたします。

国保税の減免に関する規定につきましては、既に整備済みとなっております災害の被災者に対する減免制度に生活困窮者分を含めた規定となるよう、来年4月実施に向けて整備を進めているところでございます。

また、医療費の一部負担金減免制度の利用者は、現在のところはおりませんが、該当者がこの制度を活用できるよう、引き続き周知に努めてまいります。

なお、周知方法につきましては、今月、市のホームページに掲載をし、来年1月号の広報紙への掲載も予定しておりますが、さらに、3月の保険者証の送付の際には、同封しておりますパンフレットへの掲載についても検討してまいります。

次に、5点目2番、国保証の未交付状況の解消につきましてお答えいたします。

国民健康保険の保険者証の未交付件数につきましては、9月定例会では90件とお答えしております。その後、居宅の確認や異動状況等の実態調査を行ってまいりましたが、53件については現在も未交付となっておりますので、今後も引き続き実態調査等を行い、未交付の解消に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

[水道事務所長 貝塚成人君登壇]

○水道事務所長（貝塚成人君）

6点目2番、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業と水道料金の関係についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、事業が完成すれば受水費の増につながると理解しております。また、将来の試算については行っておりませんが、できる限り現在の水道料金を維持できるよう努めてまいりたいと考えております。

八ッ場ダムにつきましては、国土交通省が事業を継続する方向を決定いたしました。霞ヶ浦導水事業については現在も検証中であり、水道用水供給事業についても今後の推移を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時38分

再 開 午後 2時47分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、順次再質問します。

ちょっとともに答えがされていないというのが数々ありました。特に水道問題では、実施協定の変更が必要だと、その実施協定をなぜ変更できないのかという理由を言っていないですね。なぜ変更できないのか、こういうこととか、今から質問も重ねてやりますが、放射能の問題についても、同じ答えなんですよ。これ深刻だという受けとめ方がないということです。

それで、まず、子どもを放射能から守ろう@かすみがうらが要望書を出しました。これは学校給食だけではないんですね、ほかにも出しているんですよ。そのほかについてどのような回答を……、もう回答はしたんですか、回答していないんですか、まだ。回答をされていないんですか。そのほかについて回答は、どういう回答になっているのか、お答え願います。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

子どもを守ろう@かすみがうらのほうからの要望書につきましては、11月16日付で要望書が提出をされております。現時点で回答書はまだ会のほうには提出しておりませんが、回答書は今決裁中でございます。回答書の中に、総務課に関するもの、さらには健康増進課に関するもの等々がございますので、総務課に関する要望についての回答を申し上げたいと思います。

今、放射能については要望についての回答をいたしましたので、それ以外の総務課についての要望についての回答を申し上げたいというふうに考えます。

まず、茨城県を原発事故子ども並びに被災者支援法の対象地域に指定するよう、県と国に対して強く要望してくださいという3点目の要望事項がございます。それに対しましての回答ですが、原発事故子ども・被災者支援法の対象地域に指定された場合は、関係自治体と協力し、長期にわたる継続的な健康診断等の必要な施策が十分に行われるよう積極的に取り組んでください。また、福島第一原発事故による放射能漏れがどれだけの健康被害をもたらすのかを正確に知るため、当時の放射性物質の飛散量などの情報をできるだけ詳細に収集し、今後の対策に生かしてくださいという要望事項がございました。

それらにつきましては、原発事故子ども・被災者支援法の対象地域の指定につきましては、県においても国に要望していくとしており、本市におきましても、機会を通じ要望していくとともに、本市が対象地域に指定された場合は、関係機関との連携を図りながら、法に沿った支援に取り組んでまいります。また、飛散した放射線が健康に及ぼす影響への不安を解消することは、将来に向けても大変重要なことと認識しておりますので、今後とも、可能な限り詳細にわたる情報収集に努めてまいります。

さらには5点目に、福島原発、東海原発の防災対策として、緊急時子どもを被曝から守るための体制の確立を強く要望しますという内容の要望がございます。それにつきましては、福島原発、東海原発の防災対策につきましては、現在、茨城県防災計画のうち、原子力災害対策編の改定作業が進められている状況であることから、県の計画改定結果を踏まえて体制づくりを進めてまいりますというような回答をいたしております。

総務課につきましては、以上、回答が出ております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

総務課のやつ、あとほかにどこが回答することになっているんですか。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

健康増進課に2点ほど要望事項が提出をされております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

それでは、健康増進課で回答した分についてお答えします。

健康増進課につきましては、専門医による甲状腺検査を含む健康調査を長期にわたり定期的実施してくださいというようなこと、それから、行政と医療、市民、各専門家で協力した体制づくりを要望しますというような点がございました。

その中で、回答としましては、全員協議会のほうでもご説明しましたように、平成25年度に助成事業として、放射性物質による健康影響検査費の費用の一部を助成すると、甲状腺検査及びホールボディカウンターの検査ですけれども、これについて一部助成を検討していますというような回答をさせていただきました。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

4のその行政と医療、市民、各専門家などと協力した体制づくりということについてはどうなんでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

こちらにつきましては、県のほうで原発事故子ども・被災者支援法の対策地域に指定された場合はというような前提のもとに、他の市町村と連携しながら関係機関と協働のもとに、法的に支

援に取り組みますというふうな回答をさせていただきました。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、原発事故子ども、いわゆる被災者支援法ということが、これは非常にクローズアップされております。これは、継続的に子どもの健康調査をすること、これも同じように、市民と、それから行政、それから医療機関、そういうところと協働しながら長期的にやるということなんですね。これが一番大きなポイントだと思いますので、これについては早目に回答をしていただきたいと思います。

東電の福島第一原発のあの事故によってまき散らされた死の灰ですね、これが、特に放射能への感受性が高い子どもの健康を守るということでは、大変な社会的な問題だと思うんです。茨城のこの選挙区の6区でも原発の問題が争点になっていると思いますが、やはり放射線の被曝は、小量であっても将来がんの発生など、「など」ですね、健康被害が起きる可能性があるわけです。放射線の被曝の健康への影響、これ以下なら安全だという閾値、こういうものはないと。少なければ少ないほどよいというのが、放射線の防護の大原則なわけですね。

そういう点では、私が何回も言いますように、浴びないようにする取り組みをしなきゃいけないと。ですから、きめ細かに線量をはかっていくということなんですけれども、対策本部長の答えは、従来から一歩も出ていないんですね。つまり、きめ細かにどうしているかと、新たに、私、何回も言っていますよね、きめ細かにやる。このきめ細かにやったかどうかは、具体的に事例を言ってください。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員より前回にも、地上5センチメートルでの空中線の放射能の測定を要望されたかと記憶してございますが、現時点におきましては、1メートル、0.5メートル、これは文部科学省の通知で、学校の校舎、校庭等の線量低減についての中で、幼稚園、小学校は50センチメートル、中学校は地上1メートルと示されております。市もそれに沿った基準に沿って、現在も50センチ、1メートルで放射線の測定を実施して、ホームページ、広報紙等で周知している現状でございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

質問に答えていないでしょう。きめ細かにやったかというんですよ。従来のところをはかっていったってだめだと言ったでしょう。今、雨によって放射性物質が低いところにたまって、そこがマイクロホットスポットになるよと、事例を示したでしょう。市民集会のときにそういう声があって、中学校の花壇の草むしりをやるときに、かなり近づくよと、こういう問題もあるでしょうというふうに言ったときに宮嶋市長は、そういうところも必要であればはかりなさいというふう

に言ったんですよ。

ですから、そういうマイクロホットスポットのところを探すということなんですよ。地上高1メートル、0.5メートル、いわゆる50センチということの話を何回も繰り返してもしようがないんですよ。

私は今回、2月9日に校舎の線量を、私の近所ですね、東小学校を中心にして20カ所ほどやっただんです。そのときは、全体の、例えば0.5メートル、50センチのときには、0.23マイクロシーベルトを超えるところは11カ所あったんです。いわゆる地表面と言われるところは18カ所、つまり、地表面なんかはもう約85%が0.23以上になっているんですね。

今回はかりましたら、やはり全体的に放射性物質が流れていってしまっている。あとはセシウムの134、これは半減期が2年か3年ですから、ちょうどもう2年になろうとしますので、その分が低くなっていると思いますが、その中でも50センチのところは、21カ所はかったうちの3カ所はやっぱり0.23マイクロシーベルトを超えているんですよ。

前にも話しましたように、雨どいの下だとかといたとか、それから側溝とか、あとは、今言ったように、低いところなんかはかなり高いところがあるんですね。私もその場所をある程度細かく測定いたしました。そうしましたら、私の事務所の隣にアパートがあるんですけども、これもこの前話しました。そこは駐車場ですが、ちょっとくぼんでいるんです。くぼんでいるところの駐車場、そこに少し土がたまっているんですよ。そこをはかりましたら、50センチのところ0.234マイクロシーベルト、そして地表面5センチのところ0.912なんですよ。同じように側溝をはかりますと、そこは1メートルでも0.23マイクロシーベルト、それから0.5メートルのところでは0.360、地表面でも0.433というふうに高くなっているんですよ。

近所のアパート、このアパートの雨どいの下をはかりましたら、50センチのところ0.5メートルのところ0.239なんです。地表面の5センチのところ0.912を超えているんですよ。1.008、こういうところがわかったんです。

それと、前回あったところで、やはり木がうっそうとして立っているところ、そして、水が流れてたまる、落ち葉がたまるようなところなんかは、これは相変わらず高くて、これは通学路になっていますよ、東小学校の通学路に。そこは、0.5メートル、50センチのところ0.277なんです。そして、地表面では0.305。

もっと深刻なのは、やまゆり館があるでしょう。やまゆり館の芝生があるんですよ。あの芝生では、子どもたちが転がったり遊んだりしますね。あそこもちょっと低いところ、ここをはかりました。そうしましたら、0.5メートル、50センチのところ0.231なんです。じゃ、地表面はどのくらいかという、0.377、こういうふうな状況なんですよ。

ですから、細かくはかって、どこにそういうマイクロホットスポットがあるか、必要なところは除染をしろというふうに言っているんですよ。どうですか、新たな場所をはかっていますか。これは学校も含めてやっているのでしょうか。なかなか対策本部はきめ細かにやらない。学校のほうはどうかかわりませんが、学校も含めてそういうふうに新たにきめ細かにやっているかどうか、その点についてお尋ねします。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

測定地点につきましては……

[佐藤議員「きめ細かにやっているかどうかでいいよ」と呼ぶ]

○総務部長（小貫成一君）

やってございません。

○副議長（中根光男君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

以前よりは細かく実施をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

保育所につきましても、従来どおりのポイントでの測定だけでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、行政は何やっているんだという声が上がっているんですよ。きめ細かにやれと何回も言ったってやらない。協力をしてやるということもあるでしょう。私、教育長に、線量計がダブっているから、もう暇で暇でしようがないと宮嶋市長が言っていましたよね。そしたら、いわゆる教育的な観点で測定をしてみたらどうですかと言ったら、そうです、しましようというふうに答えませんでしたか。覚えていませんか、どうですか。

○副議長（中根光男君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

なるべくきめ細かにやっていきたいと思いますということでお答えをして、各学校には、ホットスポットなど危ないと思われるところははかってみなさいよということと言ったところ、落ち葉清掃を行ったり、それから砂をまき表土を覆って基準値以下にしたというような報告も受けております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

先生ね、私の質問、聞いていませんか。私が質問したときに、そういう測定器を使って子どもたちに、理科ですよ、科学的なものを現地でやったらどうですかというふうに話したんですよ。そのときに、そういうことも考えたいというふうに言ったんです。それ忘れませんか。

○副議長（中根光男君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

忘れておりません。子どもたちに体験をさせるということは非常に重要なことで、やってみたいということでお答えをいたしました。しかし、二の足を踏んでいるところがあります。それは、子どもたちがはかったところがいわゆるマイクロホットスポットで高かったというときには、やはりこれは保護者から何だと言われることは、まず間違いはありません。

ですが、そういうことをしながら、体験をさせながら、危険を回避する能力を育てていくということは大事ですので、これは、来年度、委員会活動だとかそういう教育活動の中に位置づけて、全員が全身体験すると、低学年から高学年まで体験するというようなことではなくて、環境整備委員とかそういう子どもたちにまずやらせてみたいと、そしてみんなに発表させたりして、みんなが注意しましょうというような雰囲気をつくっていきたいとは考えております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

先生ね、詭弁なんですよ、そういうのは。マイクロホットスポットがあるかもしれない。そういうおそれがあるんだったら、やっぱり逆に、きめ細かにはかって、その分をきちっと保護者に報告しなきゃいけないじゃないですか、新たなどころは。はからせたら、マイクロホットスポットが、そこに物すごい高いところがあったら、逆に、放射線を浴びるから危ないから保護者から苦情が来る。こんなの詭弁ですよ、これは。教育としては、教育的な観点ですから、そこにずっといるわけじゃないですよ、そしてそのことが一つの経験になるわけでしょう。そのことを言ったんですよ。

私も本当に心配しているんですよ。この前、霞ヶ浦の母親大会というところがありまして、原口さんという女性の茨大の研究者が、准教授が、内部被曝のことについての講演をやったんですよ。そのときに、私、あじさい館のところをはかったんですよ、何カ所か。そうしますと、植込みのところなんですけれども、ここは全部50センチのところではかりましたら、0.371あったんですよ。そして、その近くのふちの側溝ですね、グレーチングがあるところ、これも0.321ですよ。芝生のくぼみのところなんかは0.215なんですよ。

ここに、鈴木さん、福祉部長、あそこは第一保育所がありましたよね、近くに。第一保育所の子どもたちがあそこで遊ぶんですよ。遊んでいるところが、そういう場所があるんですよ。やまゆり館ですね、そこだって同じようにくぼみのところが、今言ったように、0.23を超えるところがあるんです。ですから、そこをやはり気をつけると、なるべく危険なところは距離をもって、そこに近づかないという方法しかないでしょう、今。除染がなかなかできないということになれば。そういうことを言っているんですよ。

これは長野県の話でもあるんですけども、長野県の話って、長野県の先生が講演をやったところの話をちょっと聞いたんですけども、人や、室内で飼っている小動物、犬とか猫とか、そういうのが逆にマイクロホットスポットのところ近づいて触れて、そしてそれが靴底にくっついて、それを室内に運び込むという、これで室内が高くなっていると、放射線量が。これは逆に、それが室内に入ってきて、乾いて、今度はほこりになって、それを吸い込む。肺に入って、それ

が内部被曝になるという危険性もありますという指摘があるんです。

実は私のうちに飼い猫がいるんですけれども、これが外に行ってはうちに入るんですね。たまたま駐車場のところが、ごろごろするんですよ。そうしますと、室内ではかりますと、室内ですよ、0.1なんですよ。0.1マイクロシーベルトなんですよ。私は孫がいますから、そのときにはもう室内を一回きれいにして孫を入れないと、後でまごまごしちゃいますからね。そういうところをやっぱり気をつけなきゃいけないという、これが必要なんですよ。

長野県では小学校でげた箱の中を測定したそうです。そしたら、高い放射線量が計測された。つまり、マイクロホットスポットは駆け回っているんですよ。そういう認識が必要だというふうに思います。

そういう点で、きめ細かにどうするかということのを学校のほうも、保育園も同じように、放射線対策をどういうふうにするかというのをちょっと答えていただけますか。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今のご指摘をいただきました、ホットスポット的な0.23以上のマイクロシーベルトがある箇所が、佐藤議員さんのほうで調べた結果、あるということなので、その対策本部の中で若干その検討をさせていただきたいというふうに感じます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今ご指摘いただきましたとおり、ホットスポット、あちらこちらということであれば、保育所のほうでも、今の決まった場所の測定だけじゃなくて、ほかの場所も測定場所をふやすということで測定のほうをしたいというふうに考えております。

○副議長（中根光男君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

学校のほうにつきましても、ホットスポットを中心に、これ以上にもっときめ細かく測定地をふやすなりして測定をしていきたいと考えております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この時間に余り時間を割くと次が詰まってしまうので、そういうことで、きめ細かに測定をしていくということと、やっぱり体験をしながら今の状況をよく理解していく、こういうチャンスにさせていただきたいというふうに思います。

それと学校給食の件ですが、学校給食のほうは、私がなぜ5ベクレルパーキログラムを強調するか。今答えましたら、ゲルマニウム半導体で、ことしの米、今供給されているやつが3.2ベクレルだというふうに、これが供給されていると。それから小麦については、4.3ベクレルを使っ

ているということでしょうか。

○副議長（中根光男君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

米につきましては、セシウム134が1.6、それと137が1.6、合わせまして3.2ベクレル未満というところでございます。また、小麦につきましては、2.1と2.2ベクレル、これを合算しまして4.3ベクレル未満ということで、不検出ということとなっております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、牛乳はどうなっていますか。

○副議長（中根光男君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

牛乳につきましては、別に牛乳だけをはかってはございません。給食1食分をまとめて市の検出器ではかっている状況でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

牛乳も、いつも購入して、ああいうパックですか、パックで飲んでいるんじゃないでしょうか。もしそうであれば、それをゲルマニウム半導体、恐らくつくばでも県でもありますから、そこではかるか、それについても、逆に県のほうに、その牛乳のこれについてははかれると思うんです。そういうのを一度はかってみたらどうですか。

○副議長（中根光男君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

牛乳につきましては、毎日ですけれども、この供給が、米と麦と違まして毎日供給されるものですから、一回はかってもまた同じ、毎日というわけにもいきませんので、こちらにつきましても、ゲルマニウムのほうではかるかどうかはちょっと検討をさせていただきたいと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、毎日飲むものだから危険だと言っているんでしょう。毎日飲むものだから、やはりそういうものをやるべきなんじゃないかと言っているんですよ。ですから、そういうところが、例えば、責任を持ってやっているだろうと思いますよ。ただ、はかることによって安心感があるじゃないですか。それをはからないというんじゃないかと、はかってみてくださいよ。そしたらわかるんじゃないですか。

○副議長（中根光男君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

はい、一度確認、検査のほうをできましたら実施したいと考えております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、さくら保育所なんかは、避難の滑り台の下にまだ放置されていますよね、除染した土。それ以降ふえていますか。あそこのままに、あのところに置きっ放しというのは、やはり環境上よくないんじゃないでしょうか。それ以降、いわゆる高いところのマイクロホットスポットなんかは除染していますでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

量につきましては変更なしということで、新たな除染土は発生してございません。

それから、当面その場所にとということにつきましては、これは市の方針としまして、当面、全施設、除染土につきましてはそれぞれの施設で保管するということになっておりますので、そういう意味では、さくら保育所も今、避難路の階段下というふうに置かせてもらっております。

ただ、やはりほかに広がるということにつきましては十分注意しなくちゃならないということがありますので、改めてその上にブルーシート等も二重三重にとということ今話しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長は、きちっとした保管するようなものを購入してもいいということをおっしゃらなかったか。つまり、きちっと遮へいできる、そういうブルーシートで覆ってそれで済ませるなんていうのは愚の骨頂ですよ。きちっとその放射線を遮へいできるような、そういう器というか、ものがあると思うんです。それを使うということが必要だと思うんですが、市長、どうですか、その点について。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、その遮へいできるような、いわゆるシェルター的なものを今用意するということは申しておりません。ブルーシート等で、いわゆるほかの土とまざらないように確保するようにと、そういう指示はしてありますが、いわゆる鉄筋コンクリートであるとか鉛であるとか、そういった完全に外へ出ないシェルター的なものを設置せよとは言っておりません。これは予算も伴うことでもありますので、とりあえずほかの土とまざらないようにとということ、ブルーシートの指示はしております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、そんな頑丈なものを言っているわけじゃないですよ。ある程度、箱物というか、きちっとした容器というか、そういうものを研究というか、あると思いますよ。いろんなところにあるじゃないですか、そういう放射性物質、ある程度遮へいできるような。あの形を見てくださいよ。いかにもという感じでしょう。そういうものを研究、実際に今たくさんやっていますから、それでやってくださいということなんです。そんなシェルターみたいなことを私は言いませんですよ。

それから、霞ヶ浦の問題については、この前、宮嶋市長とお話をしましたが、やはり一定程度行政がきちっと立ち上がらないと、ああいう霞ヶ浦の汚染の対策はできないということで、県に要望を出したんじゃないですか。その点について説明してください。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

霞ヶ浦の、今、放射能の状態ではありますが、湖底の泥にセシウム等が付着して、濃度が上がっているような状況もございます。霞ヶ浦問題協議会という、昔から霞ヶ浦に流入河川を持っている自治体で構成しているかなり広範囲な協議会がございまして、年に2回程度の会議を持っております。先般、たしかこの夏前だったと思うんですが、茨城県のほうに要望書を出した経緯はございます。協議会として、会長は中川会長であります。このモニタリング調査を徹底的にやることと、国への早期に対策を打ち出してほしいということをしてたしか要望したように記憶しております。

しかしながら、なかなか国のほうでも方針を今のところ示しておらないと、そのうちにどんどん流入河川から堆積が進んでいるというのが実態でありまして、そのことが今大変な問題になっているということでございますが、今後についてですが、いずれにしても、私は、かすみがうら市だけで国、県に要望するということはやっぱり弱いと。ですから、このせつかくある霞ヶ浦問題協議会を活用して、この会議の席からいろんな提案をしていくと。

この会議については、また民間団体等、あるいは学者の皆さんからもいろんな支援もいただいておりますので、そういった知恵をおかりしながら国、県に対して要望を出して行って、市としては、じゃ、何をやっていけばいいのかということになるべく早く決めていきたいと、こういうふうを考えております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

霞ヶ浦問題でも、かなり風評被害も含めて、やはり実際にウナギとかアメリカナマズが検出されているわけですね。これは霞ヶ浦の広報です。これはつくだ煮特集されていますね。こういうのがきちっと安心して食べられるようにしていくということが求められていると思うんです。

それでお尋ねしますが、実際に損害賠償請求をしています。こういう漁業者、それから農業

者のほうで、生産に対する具体的な風評被害というのはどうなっているのか、売り上げがどのくらい数量的に減っているのか、それについてお尋ねします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

水産関係では、例えばワカサギですと400円から200円になったりしている状況もございます。それと霞ヶ浦湖面の有害魚種ですね、ブルーギルとかこういったアメリカナマズを捕獲というか、漁師さんがとりまして、それを加工屋さんへ引き渡します。それは魚粉とかそういった二次製品にしてやるわけですが、そういったものも引き受けられずに焼却処分しているとか、あと被害で申しますと、23年度に対しまして、3.11前と現在の状況では、農産物は、直売所等の農協等、聞き取りをやりますと、ほぼ、今現在では3.11前に戻っている状況でございますが、水産関係では、まだまだワカサギ、白魚等につきましては、加工さん達のそういった、例えばワカサギの煮干しをつくる時は、塩をまぜて沸騰させて、沸騰させるにつきましても、わざわざ沸騰させてこぼして再利用をしないで、加工さん達の創意工夫で、下げて市場へ出していますけれども、まだまだ風評被害的なものは現在根強く残っているところでございまして、環境経済部のほうとしましては、この間やりましたサイクリングのウィズスポ等でのあわせて行ったグルメフェアと、あとは、そういったイベントで、風評被害の払拭や市の農産物のPR等も兼ねて、今後、風評被害を少なくしていくように努めてまいりたいというふうに思っています。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

具体的に、例えば23年度、風評被害じゃないですけども、22年度とかそういう売り上げに対して、どのぐらいの売り上げが落ちているのかという数字的なものでね、べらべらしゃべったってわからないですよ、だから数字的なものがどうなのかというのは、後で資料を出しておいてください。

ちょっと時間が押し迫っていますので、次は入札の問題にいきます。

これは一般競争入札の結果なんですけれども、これを見ますと、予定価格、それから最低制限価格がありますね。一般競争入札、非常に下がっていると市長がおっしゃいました。確かに下がっています。これで最低制限価格よりも下のところは失格者になってしまうんですね。これは10月11日に調査したやつです。それからこちらのほうは、10月22日に入札した結果ですね。特に24単独第16号送水管新設工事、これはもう失格者がぞろぞろですよ。こういう事態についてどう見ますか、市長。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

失格者が多いということですか。失格者が多いことをどう見るかということですね。

失格者が多いというのは、低過ぎて失格者が多いということですから、どうなんだろうね、これは予定価格が高過ぎるということはないと思います。これはちょっと私もわかりませんが、

予定価格は希望価格から割り出しているわけですが、希望価格は、先ほどの答弁で申しましたとおり、県の単価を参考に、県単価がない場合は物価版とか何かを使ってやっております、設計金額が高過ぎるとか予定金額が高過ぎるから失格者が多いということにはならないと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私のこの質問が、いわゆる事前公表とか最低制限価格を設けないようにと、特に競争性を阻害するようなやり方は慎重にするべきだという、公正取引委員会のことも引き合いに出して話したんですよ。つまり、失格者が多い、つまり、最低制限価格を設けることによってみんなができませんよと、この工事はこれでできますよと。つまり、ここは、具体的に言うと久松建設さんが一番低いですね。これは全体の希望価格から言うと77.25%なんですよ。これでできますよと言っているんですよ。できますよと言ったら、ここがやれるようにすれば、別に最低制限価格を設けなくてもいいという、いいんじゃないですかということを行っているんですよ。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

最低制限価格を設けることについては、これは設けている市町村が多いと思うんですが、やっぱりある程度の……、ある程度の……、仕上がりを確保するために最低制限価格というのをつくっているわけです。この趣旨はわかると思いますが、最低制限価格を下回ることがもう日常化するようだとすればそれは異常であります、やっぱり最低制限価格の必要性はあるかと思えます。ですから、検討委員会でやっぱり最低制限価格を設定しているんだと思えます。

私は、制限価格を見ていて、必要なくなれば、もういわゆる設計価格が100円のを50円でできるという人が多くなれば、制限価格を設ける必要はないのかなと思いますけれども、今のところその判断には至っておりません。しかし、将来的に、最低制限価格を大幅にどんどん下がる、もっと下の業者が大勢いるということになれば、これも検討材料にはなるかと思えます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、市長、粗悪な工事をやるおそれがあるということ逆を名指して言っていることになりますよ、この久松建設さんに。これ失礼じゃないですか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういう見方もできると思います。しかし、粗悪な工事で検査がないんだったら、それは粗悪な工事のまま通用するわけですが、しっかりとした検査はしておりますので、粗悪な工事にならないようにしているわけですから、粗悪な工事にならないように最低価格をつくっているわけですから、それで最低制限価格を撤廃するかどうかについては、さっきお話ししたように、今後、その頻度が、最低制限価格を常態的に下回るといことになれば、どんどん安くできるというこ

とですから、最低制限価格をもっと下げるなり、あるいは撤廃するなりする必要があるんじゃないかと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、指名のほうを言いますね。逆に指名のほうは、ここに失格と書くのを忘れちゃったんですけども、失格者が多いんですよ。これ10月11日、これより高いと失格ですよ、これ。これ、ずっとそうになっている。9月28日は、同じように28日も失格者が多い。これはどういうふうに見ますか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今度は逆に予定価格を超えて失格しているところがあるということは、これは指名競争ということは指名しちゃっているんで、これは一般競争にすればこういうことはあり得ないわけですね。指名されちゃっているから、出さないわけにいかないわけですよ。だから、やりたくないのて高く出しているわけです。そういうふうに見えるんじゃないですかね。

だから私は、今の検討委員会に言っているのは、佐藤議員も指摘しておりますが、500万円以下は指名競争になっています。指名競争にする必要はないんじゃないかと。これなんか典型例ですが、もう130万まで一般競争にしちゃえというふうに検討委員会には言っています。言っていますというか、その必要性はあると私も考えております。ただ、まだそうになっておりませんので、そういう不都合な典型例がこの例かと思えます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは簡単に言うと、談合しているんですよ。なぜかという、これ、ずっと見ますと、実を言うと、希望価格に対して落札価格を、90円をちょっと切るようにしているんです。わかりますか。それは、宮嶋市長が前、予定価格のいわゆる歩切りというものを90にしましたでしょう。確実にとるには、90からちょっと下げる、これがテクニックなんですよ。すべてそうですよ。28日、落札したのが長峰工業、89.6、希望価格に対して。同じように、28日、吉藤工業、89.66です、希望価格に対して。同じく10月11日、落札したところは市村建設工業ですが、89.58ですよ。11日、同じ指名競争入札、89.51ですよ。皆さん、90をちょっと割る。明らかに談合しているというふうに推測される。

これは公正取引委員会も、落札率の推移を見てきちっと検証すべきだというふうに言っているんです。どうですか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員は談合を昔経験者だと伺っておりますが、なるほど、私が90%をいわゆるくじの最低

としてくじを引けるように設定しているわけです。ということは、91%になるんだか、96%になるかわからないわけですから、予定価格が。だから90にすれば安全だというところで、もしかしたら談合してこうなっているのかもしれませんが。

でも、現実に談合したかどうかについては、今のところ証明されるものがないんですね。こういうことがしょっちゅう繰り返されるようであれば、いわゆるすみ分け談合も含めて、そういうことを防止するような入札制度は考えていきたいと思います。実際に談合したかと聞いても、なかなか談合したと言う人がいないので、この制度を続けているわけではありますが、結果的にいつもそうなるのであれば、何か対策は講じないとまずいのではないかと、こういうふうに思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、なかなかそういうところが難しいということですから、希望価格の事前公表と最低制限価格の設定をやめるということを検討すべきだというふうに私が主張しているんです。その点をよく理解してもらいたい。

それから、時間がありませんので、この入札だけで終わらせますけれども、水道工事の入札について、この前、11月22日に、私、申し入れをいたしましたね。これは管工事協同組合の要望の関係で、新たな条件をつけ加えましたよね。これについて、市長、答弁願えますか。申し入れいたしましたよ、私ね。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

水道工事のいわゆる漏水当番を受けてくれるように、促すために条件設定したわけです。これが、独禁法には違反しないが、自治法に違反するおそれがあるという佐藤議員のご指摘があった後、弁護士等にも聞いてきまして、違反するおそれがあるよということで、今回、急遽、この入札を取りやめまして、条件を外した中で入札をかけた経緯がございます。

ただ、これはちょっと勇み足になってしまったわけですが、この漏水当番を水道業者だけでは持ち切れないというのは事実でありまして、これは深刻な問題です。かすみがうら市の水道事業を運営していく上で深刻な問題です。

ですから、水道工事の中に一般土木の業者も入っていただいて、そして、その一般土木の業者に水道工事の漏水当番の技術を習得してもらおうと、そういうことは今後は真剣に考えていかざるを得ないのではないかと。今回、少し勇み足をしてしまった経緯がありまして、これはご迷惑をかけたわけではありますが、しかし方向性としては、今後もそういったことを追求しながら、水道事業の円滑化を図っていきたいと考えております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

11月27日のその申し入れの問題で、今取り下げました。実際には、もう札は22日に郵便で入っていますので、その札についてはどうしましたか。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

入れてもらった札につきましては、開封をせずに各業者のほうに返還をいたしました。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私は、公正取引委員会にもお話ししましたが、こういうのは返還しないで、実態がどうなのかというのを調べると、これは明らかに談合しているというのがわかるんですよ。

ちょっとお尋ねしますが、今回の入札におきまして、これが4件ありましたね、18号、19号、20号、21号、それぞれ各号ごとに、これはすみ分けされているんじゃないでしょうか。どうですか。業者数とその実態はどうか、お聞きします。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

お答え申し上げます。

内容は、完全にすみ分けがされているという状況ではございませんでした。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実際にその中身はよくわかりませんが、大体、18、19、20、21、業者数はわかりますか、それぞれ。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時46分

再 開 午後 3時49分

○副議長（中根光男君）

休憩前に続き会議を開きます。

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

お答え申し上げます。

業者数は、11業者でございます。

[佐藤議員「18、19、20、21と」と呼ぶ]

○水道事務所長（貝塚成人君）

失礼しました。

第18号が4業者でございます。第19号が2業者、第20号が5業者でございます。21号につきましては4業者でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それが実態は、きちっとすみ分けされているんですよ。よく調べてみてください。すみ分けされていますよ、千代田と霞ヶ浦、出島ですね。よく確認してみてください。

そういうことで、また13日、入札があるみたいですね、条件はほとんど変わらないで。ただその分だけを、水道当番だけをなくすということですが、今回も問題は、実を言うと、ある業者が管工事組合の理事長から、入札を遠慮してくれないかということを言われたそうですよ。そしてまたほかの業者の方から、何で管工事組合の理事長がそんなこと言うんだというふうな連絡もありました。これはどう思いますか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私はちょっと全然聞いておりませんが、もしそういう事実があるとすれば、入札はほごになると思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、そういう実態をきちっと調べないと、やはり談合を逆に進めてしまうということなんです。これは市民オンブズマンの全国連絡会の談合担当をやっている大川隆司弁護士さんなんですけれども、やはり工事の仕様の特定、この意向表明なんかも含めてやりますと、談合を助長するための発注側の形態、これが問題だと言うんですね。今言ったように、その入札条件の設定によっても談合は助長されるということなんです。一方で、業者がそういうふうな条件を設けさせたり、また、業者がそういうふうな動きをするということ自体は、これは絶対にあってはならない。これを徹底させることが必要だというふうに思います。

最後に、これをつくってきたので、これだけ。自治体独自の教育費の補助の実態なんですよ。これは、これまで組合が、全教という組合がやったやつなんですけれども、去年の12月にすべての自治体に、教育委員会に送付してアンケートをとったんですね。そのときに、この……

○副議長（中根光男君）

佐藤議員に申し上げます。時間ですので。

○8番（佐藤文雄君）

時間ですか、はい。

こういう実態がありますので、できる限り教育費の補助制度を充実するようにお願いしたいと。これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時54分

再 開 午後 4時02分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君から議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、5番 古橋智樹君の議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認めます。

よって、5番 古橋智樹君の議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第 1 5番 古橋智樹君の議員辞職の件

○副議長（中根光男君）

追加日程第1、5番 古橋智樹君の議員辞職の件を議題といたします。

辞職願を朗読いたします。

平成24年12月6日、かすみがうら市議会議長 小座野定信殿。

かすみがうら市議会議員 古橋智樹。

辞職願。

このたび、茨城県議会議員かすみがうら市選挙区補欠選挙へ立候補するため、平成24年12月7日付で議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

お諮りします。

5番 古橋智樹君の議員の辞職については、辞職願のとおり12月7日付で辞職を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認めます。

よって、5番 古橋智樹君の議員の辞職については、辞職願のとおり12月7日付で辞職を許可することに決しました。

○副議長（中根光男君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日12月7日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時14分